

福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委  
託  
<入札説明書>

別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

## 入札説明書

この入札説明書は、福岡県が発注する福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務の委託に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

令和8年1月21日

### 2 一般競争入札に付する事項

#### (1) 委託業務の名称

福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託

#### (2) 委託業務期間

令和8年4月1日から令和8年12月25日までの間

#### (3) 委託業務場所

指定場所

### 3 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

### 4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年2月12日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

#### (1) 4の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	なし	サービス業種、その他	A A、A

(2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）

又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年2月12日（木曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、契約期間において当該委託業務を行うにあたり要する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならぬ。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月13日（金曜日）開封《福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならぬ。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならぬ。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部 入札室（地下 1 階北側）

(2) 日時

令和 8 年 2 月 13 日（金曜日） 午前 11 時 00 分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第 145 条第 3 項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の 5 以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は 13 の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成をする。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。
- (5) 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

# 入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟観のうえ、入札（見積）して下さい。

## 記

請求先	会計課	履行場所	指定場所	契約履行期限	令和8年12月25日
品名	規格	数量(単位)	備考		
福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託		1式			
合計					

## 参考

- 別添「福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託仕様書」のとおり
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、総額で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 本件契約は、令和8年度歳入歳出予算が、令和8年3月31日までに議会において可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。
- 現地確認については、確認を希望する業者にのみ実施する。確認要領については別紙「現地確認要領」のとおり。

(仕様書裏面)

チェック項目（チェックが入っている場合のみ該当）

(保有個人情報の取扱い)

- 受託者（受注者）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。
- また、受託者（受注者）は、委託者（発注者）の求めに応じ、保有個人情報の安全管理について委託者（発注者）が定める方法で報告すること。
- なお、再委託先はもとより、保守業務を行う業者において個人情報の取扱いを行う可能性がある場合も同様とする。

(その他特記事項)

- ソフトウェア及びハードウェアの調達の場合の候補となる機器等については機器等リストを、役務（再委託先を含む。）の場合は役務リストを、あらかじめ福岡県警察に提出し、福岡県警察がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、福岡県警察と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- ソフトウェア及びハードウェアの調達の場合について、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると福岡県警察が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。
- プログラム開発の場合については、不正な変更の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。また、契約後、納入前までに、不正な変更の有無の確認結果等の書類を提出すること。

## 福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託仕様書

### 1 目的及び概要

本移転業務仕様書は、篠栗合同庁舎（以下「新庁舎」という。）への移転に伴う備品等その他の物品（以下「移転物件」という。）の運搬及びそれに付帯する作業に関する仕様書であり、警察業務の中止の期間を最短にし、移転業務を円滑に実施することを目的とする。

### 2 搬出入場所

#### (1) 搬出場所

福岡県警察本部庁舎

福岡市博多区東公園7-7

福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所 庁舎地下1階、2階、4階、5階、屋上  
(地下1階～屋上まではエレベーター有)

詳細の搬出場所については、別紙1「警察本部庁舎平面図」のとおり。

#### (2) 搬入場所

福岡県篠栗合同庁舎

糟屋郡篠栗町田中3-4-1

福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所 庁舎4階～6階、付属棟（1階）  
(庁舎についてはエレベーター有)

詳細の搬入場所については、別紙2「篠栗合同庁舎平面図」のとおり。

### 3 作業計画等の作成

(1) 当仕様書に基づき請負業者（以下「受託者」という。）は移転作業計画書を作成の上 委託者の承認を得なければならない。

(2) 移転作業計画書は、作業日程表及び作業時間予定表及び作業体制表等とする。

### 4 移転作業について

#### (1) 移転物件

移転物件は別紙3「福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表」のとおりとする。ただし、その内容に疑義がある場合は、受託者は実施前に必ず委託者に確認の上、その指示を受けることとし、作業に遺漏がないようにすること。

#### (2) 移転期間

移転期間は、令和8年4月1日(水)から令和8年12月25日(金)までの間（平日午前9時から午後5時45分までの間）とする。移転については、第1期～第4期の4回に分けて行う。各期の移転期間については以下のとおりとする。

第1期 令和8年4月1日(水)から令和8年6月30日(火)までの間。

第2期 令和8年5月1日(金)から令和8年7月31日(金)までの間。

第3期 令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)までの間。

第4期 令和8年10月1日(木)から令和8年12月25日(金)までの間。

※この期間は目安であり、第1期及び第2期の期間に次期と重複する期間があるが、2期分をまとめて1回で実施することはできない。

各物品の移転時期については別紙3「福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表」内に記載しているので参考とすること。なお、物件の移転日時等、作業工程の詳細については、事前に科学捜査研究所庶務・指導科に確認すること。

#### (3) 搬出入路の確保

ア 車両の通行及び移転物件の搬出入に際し、事故防止に努めるとともに安全確認を徹底すること。なお、警察本部庁舎の搬出口は地下1階、篠栗合同庁舎の搬入口は1階とする。

イ 受託者は臨時に設けた搬出入路については、運搬作業終了後速やかに、原状に回復するものとする。

(4) 養生

ア 養生の場所

移転物件の搬出入の対象となる庁舎の全建物の搬出入口、玄関、ロビー、廊下、通路、エレベーター等のほか、スロープ等敷地内全ての建築物を対象とし、庁舎及び敷地内の建築物等を損傷しないよう十分に行うこと。

イ 養生の維持

受託者は養生実施後、作業が終了するまでの期間、養生の完全な状態を維持するものとする。

ウ 養生の撤去

受託者は作業が終了した部分の養生を速やかに撤去しなければならない。

エ 原状回復の責任

受託者は、養生の撤去に際しては、簡単な掃き掃除を行い、損傷又は汚れ等の有無について委託者の確認を得るものとする。また、養生部分に損傷又は汚れ等が認められる場合は、委託者の指示に従い、受託者が原状回復を図るものとする。

(5) レイアウトの確認

受託者は、作業後の業務の円滑な実施のため、委託者が指示するレイアウト図に基づき、委託者の担当職員と移転物件の搬送準備、搬送順序及び設置場所に関する十分な打ち合わせを行うこと。(搬入場所の詳細のレイアウト図は、受託者決定後の打ち合わせの際に配布する。)

(6) 移転説明

受託者は委託者が指定する日時に、委託者の作業責任者及び各担当者に対して移転準備に関する詳細と留意事項を明示し説明するものとする。特に必要な場合は、それ個別の事項に関する説明を行うものとする。

(7) 作業実施上の留意事項

受託者は作業の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 移転物件はそれぞれの特性、規格、用途に応じた最も適した方法で梱包及び運搬等を行い作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分に配慮すること。キャビネット等の中品については、原則として、受託者の用意する段ボールに梱包するものとする。

イ 作業現場では、委託者が指定する現場監督員の指示に従うこと。

ウ 委託者が指定する精密機器は、破損しないよう十分な措置を講じること。

エ 運搬作業中に予想される降雨等の気象の変化に対し、充分な対策を講じること。

(8) 移転物件のラベル貼付

受託者は本業務が円滑に実施されるように、必要な行き先ラベルを委託者が必要とする枚数分準備すること。

(9) 梱包資材の配布及び回収等

梱包資材(段ボール、布テープ)については、事前に必要な数量を現場で確認の上、受託者の費用負担により準備すること。段ボールの最大準備枚数については2,000枚とする。また、段ボールのサイズは長さ35cm×幅35cm×高さ35cm程度の段ボールとする。また、段ボールのサイズについては通常は上記のサイズとするが、形状により大きな段ボールが必要となる場合で受託者が準備できる場合はサイズの変更を依頼する場合がある。段ボールの梱包作業(移転前)及び開梱作業(移転後)については委託者で行う。

なお、受託者は、移転当日発生した開梱済の梱包資材については、速やかに行い、

庁舎及び敷地内に残置させないこと。

(10) 不用品等の処理

受託者は、移転作業中に発生する不用品等については、隨時処理すること。ここでいう「不用品」とは、移転時に発生した使用済の養生シートや移転物品の保護に使用したテープ、ラベル、緩衝材等の事であり、当該不用品については、受託者において処分すること。産廃業者を手配する必要はない。

(11) 報告

ア 受託者は、各種作業の開始前、当日の作業に従事する人員、車両数、作業順序、変更事項の有無等について委託者に報告するものとする。

イ 受託者は、作業当日の作業実施状況と終了時の報告を委託者に行うものとする。なお、報告は必要に応じて資料を添付すること。

ウ 受託者は、作業の内容、物品等に不測の事態及び事故が発生した場合は、速やかにその内容を委託者に報告し、指示を受け、その経過を報告するものとする。

(12) 安全作業の励行

受託者は、作業の実施にあたっては事故の防止と安全確保の為、必要に応じて次の対策を講じること。

ア 本件作業期間中は、搬出入口等の道路部分に必要により、歩行者及び車両の誘導を行うものとする。

イ 搬出入時、積み卸し作業が行われる場所で安全を確保する必要があるときは、誘導作業を行うものとする。

ウ 各種資材等の配布作業、その他の作業が実施されているときは、来庁者、職員、その他関係者の安全を確保するため、必要な措置を講じること。

エ 各種作業に従事する者に対し、安全教育を行い、安全管理責任者を定め、安全作業の励行に努めること。

オ 緊急時に備え早急に措置がとれるよう緊急連絡体制表を提出すること。

(13) 事故防止及び補償

受託者は、作業の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守し、安全作業に努め、事故の絶無を期さなければならない。万一、本件作業中に下記の人身事故、物損事故、搬送物品の破損、遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償等については、受託者の責任とする。

ア 第三者、来庁者、職員その他関係者及び受託者の従業員の人身事故

イ 作業車両等による全ての人身事故

ウ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付属する設備に対する事故

エ 移転物件に対する事故

オ その他の管理責任に基づく事故

(14) 秘密の保持

受託者は、本件作業の実施に当たり、業務遂行上知り得た事項について、第三者に漏洩してはならない。

(15) 遵守事項

受託者は、次に定められた各事項を遵守すること。

ア 本件作業の従事者名を事前に委託者に届けるものとする。

イ 作業員には服装の統一、名札・腕章の着用など当該人が本件作業の従事者であることが明らかに認識できるようにしておくこと。服装については、出来る限り統一するものとし、やむを得ない場合は必ず腕章を着用すること。

ウ 作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないものとする。

エ 指定場所以外での喫煙は禁止し、防災に特段の留意をするものとする。

オ　火気、危険物の持ち込み等について事前に委託者の承認を得ること。

(16) 損害賠償の保証

受託者が、業務を請け負った移転物件及び財物を破損、汚損及び紛失した場合は、誠意をもって原状回復するものとし、また受託者賠償責任等により損害賠償を保証すること。また、建物に対し侵害を与えた場合も損害賠償責任保険等により損害賠償を保証すること。

5 完了通知書

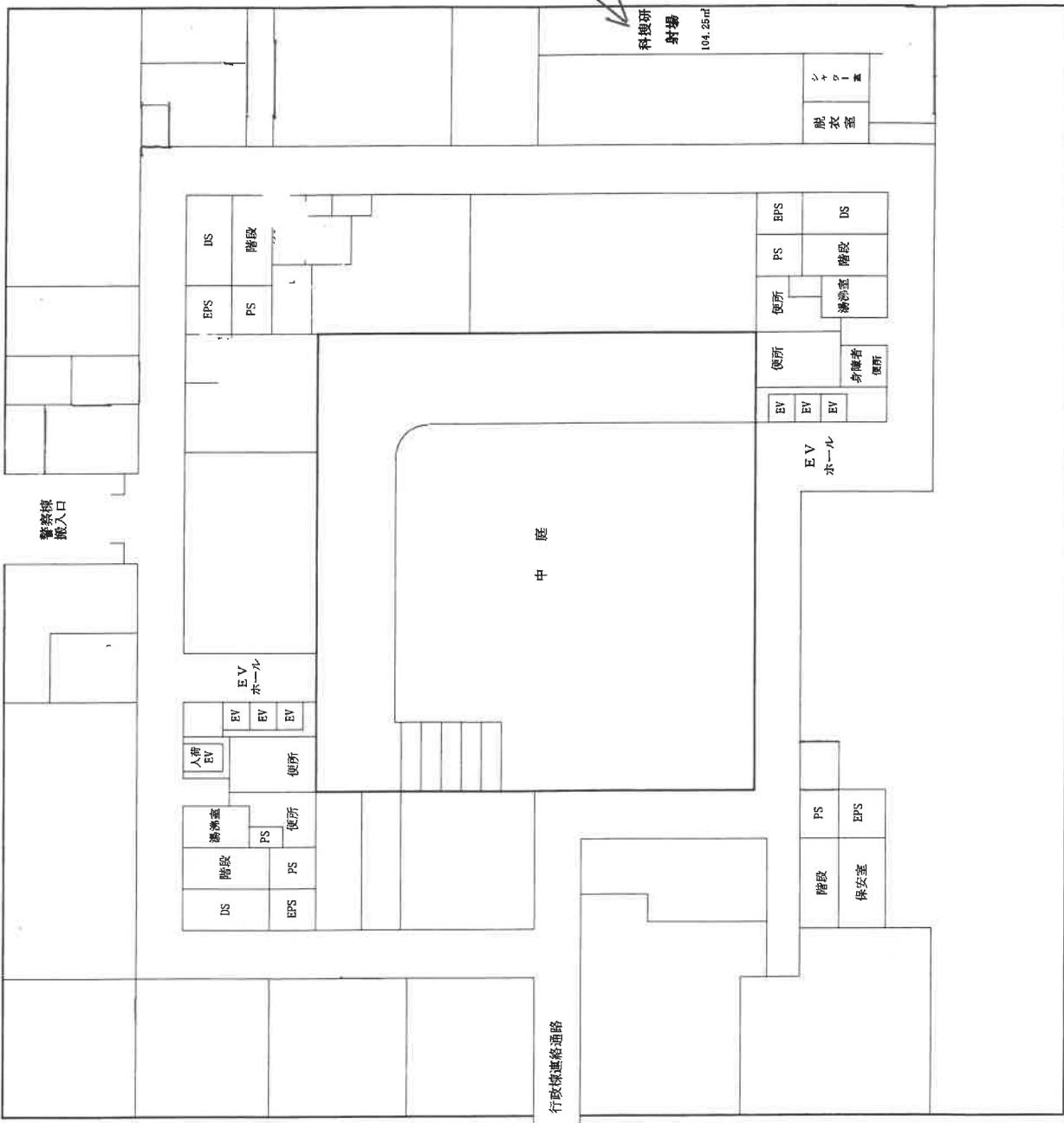
受託者は本件作業が完了した時は、委託者に作業完了通知書を提出し、検査を受けること。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項が発生したときは、その都度、委託者及び受託者で協議して、これを定めるものとする。
- (2) 受託者が必要に行う搬入場所の確認は、委託者に確認の上、契約締結後に行うこと。

警察本部庁舎平面図

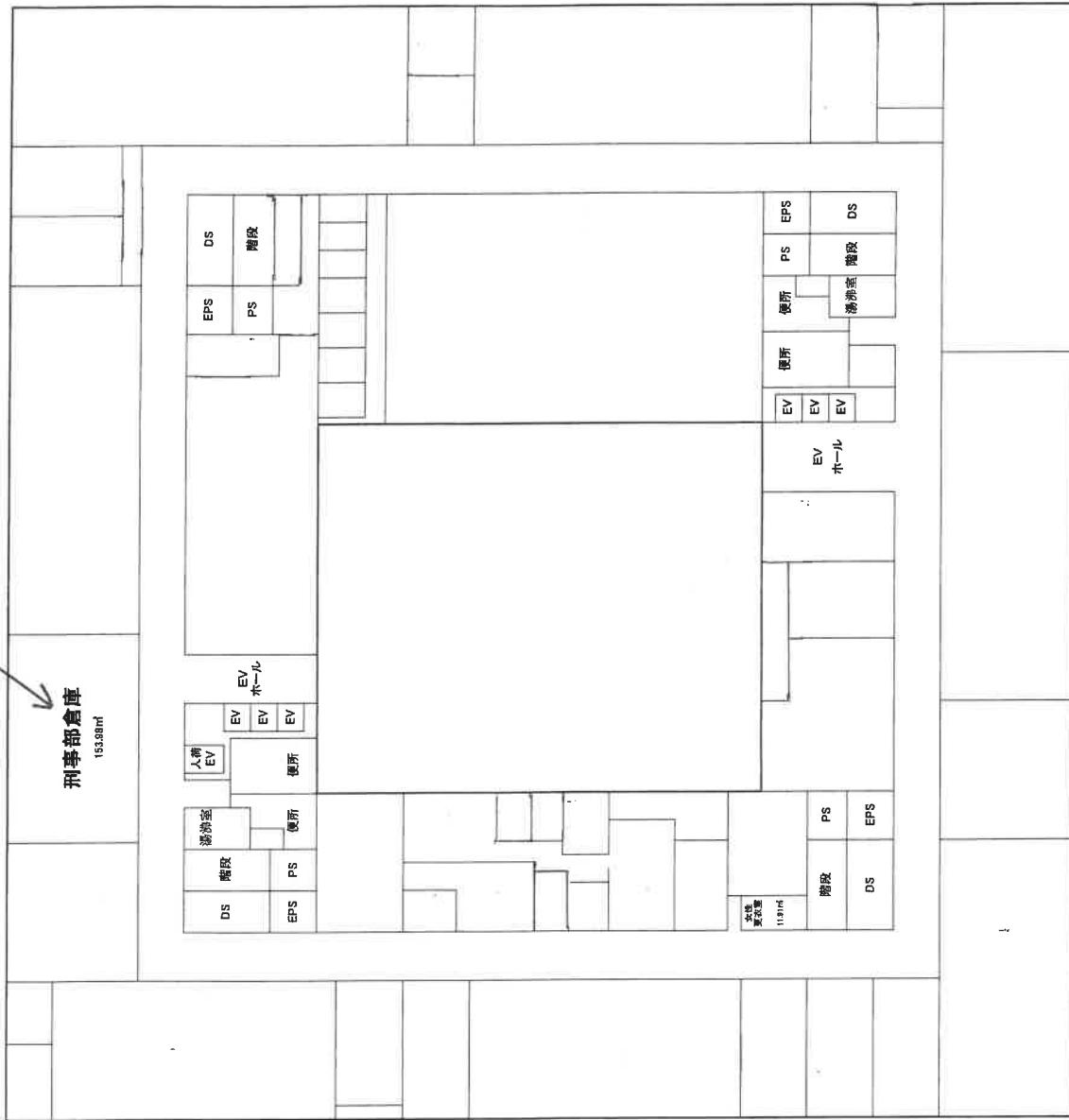
## 本館地階



## 搬出場所

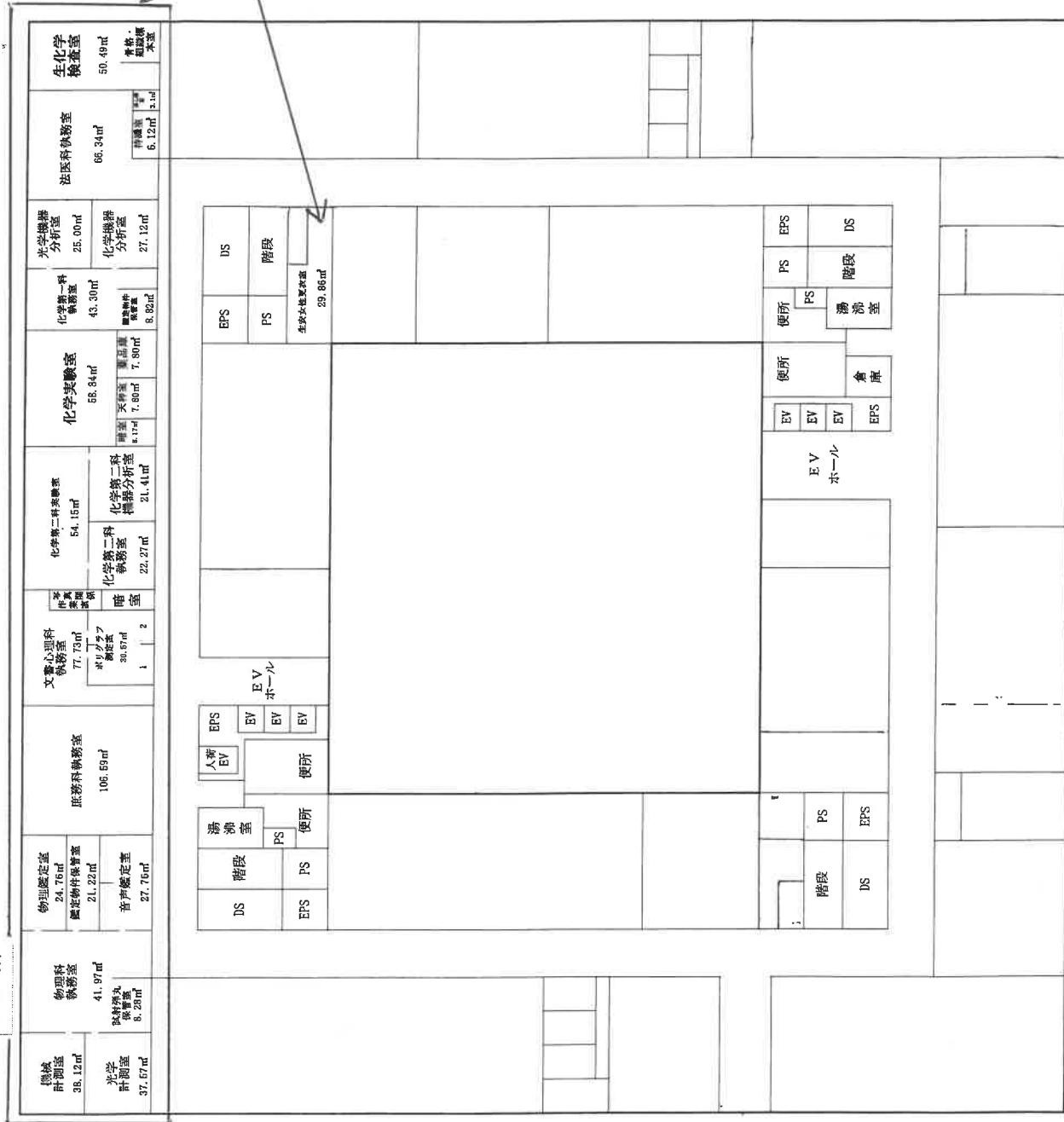
警察本部庁舎平面図

本館2階



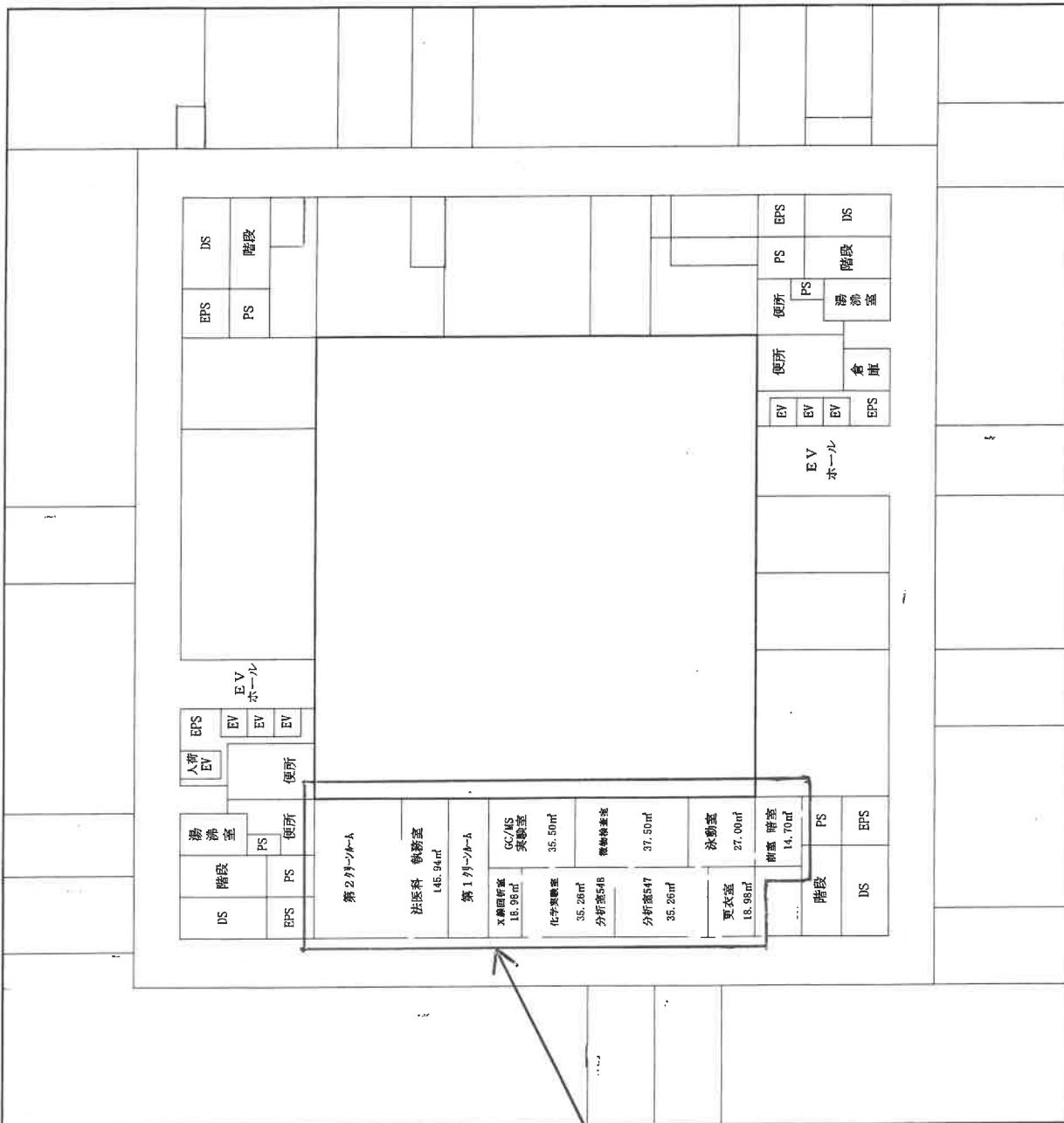
警察本部厅舍平面圖

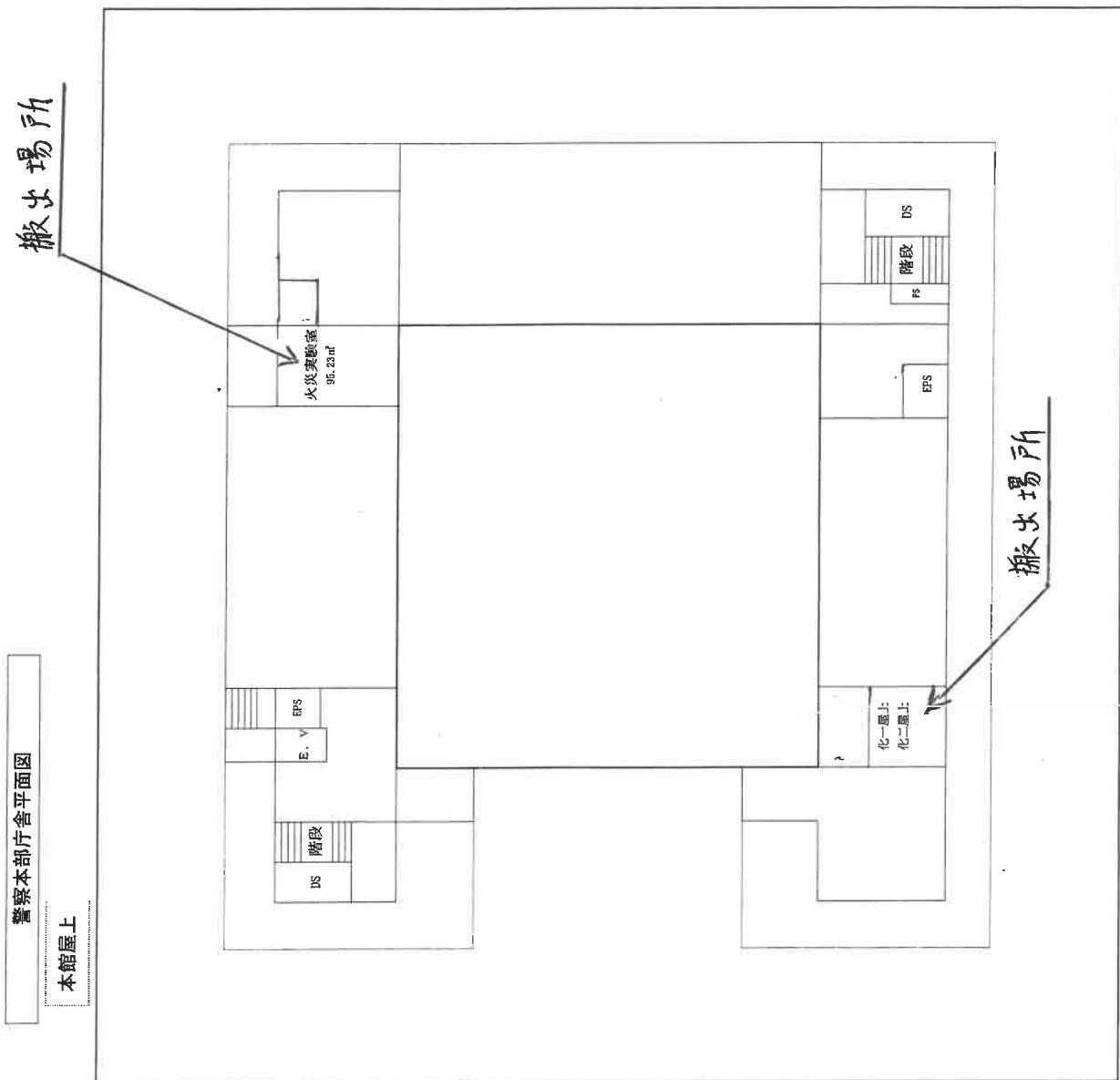
本館4階



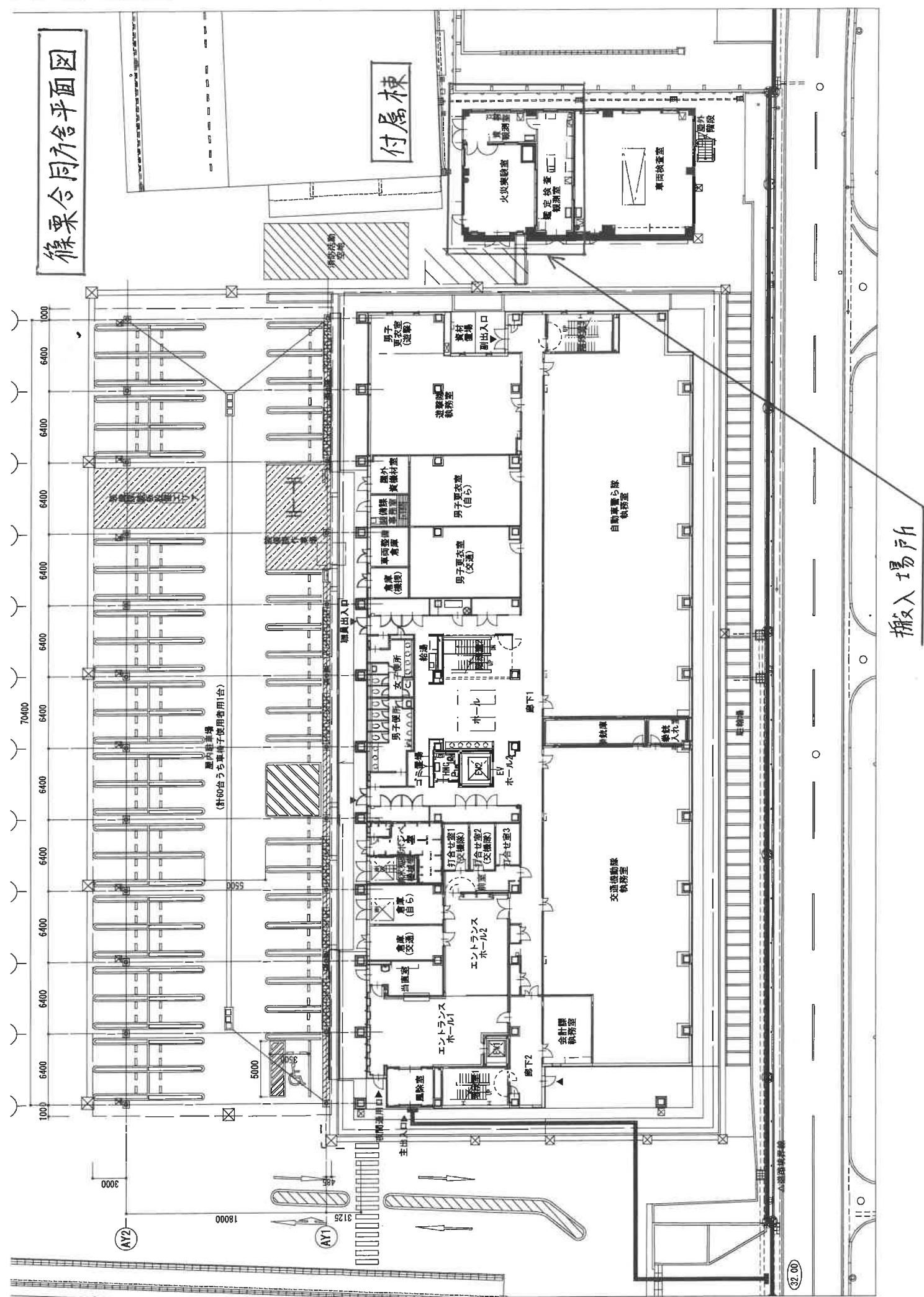
警察本部庁舎平面図

隋館5本



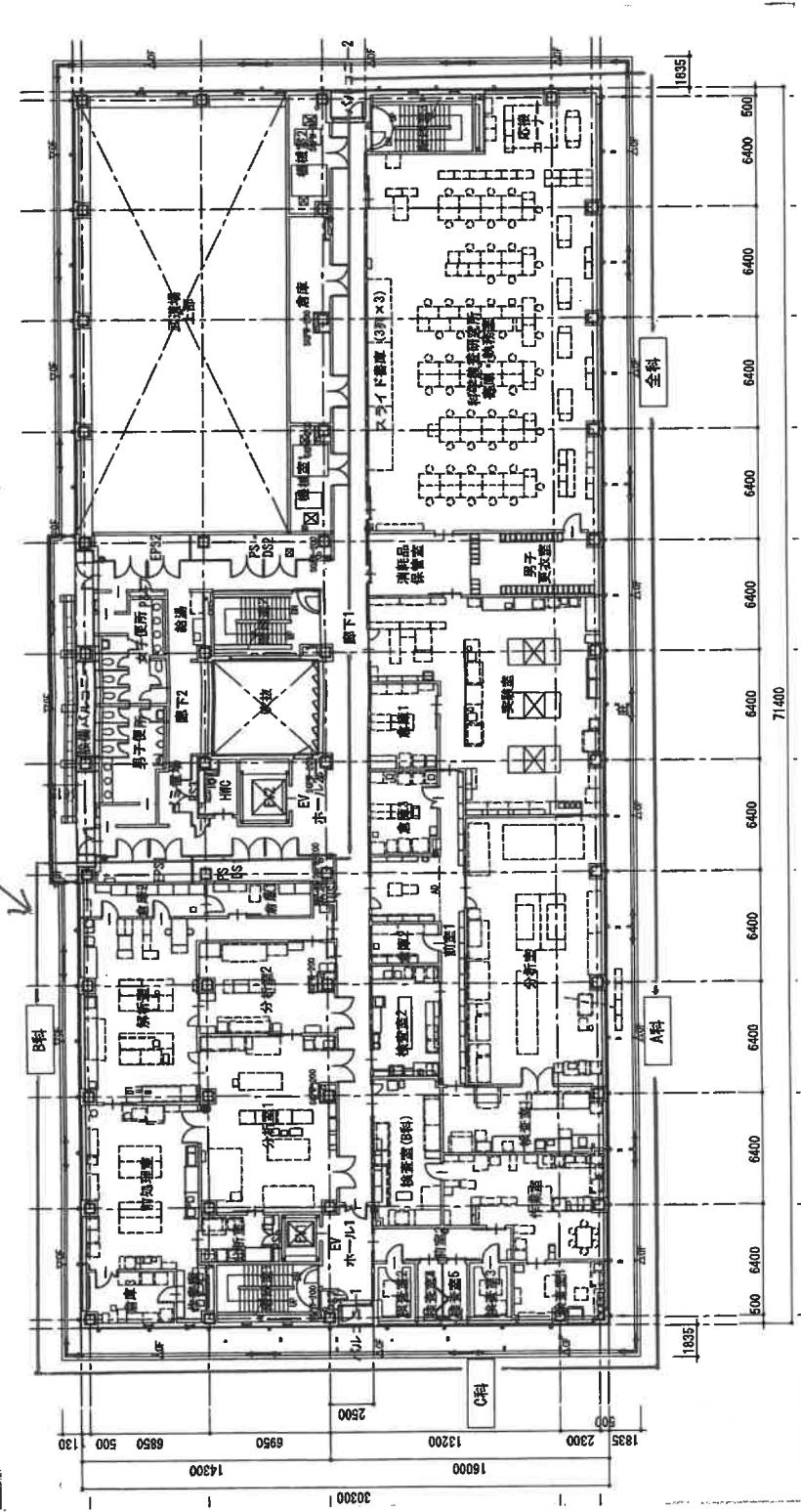


## 圖面合併方案



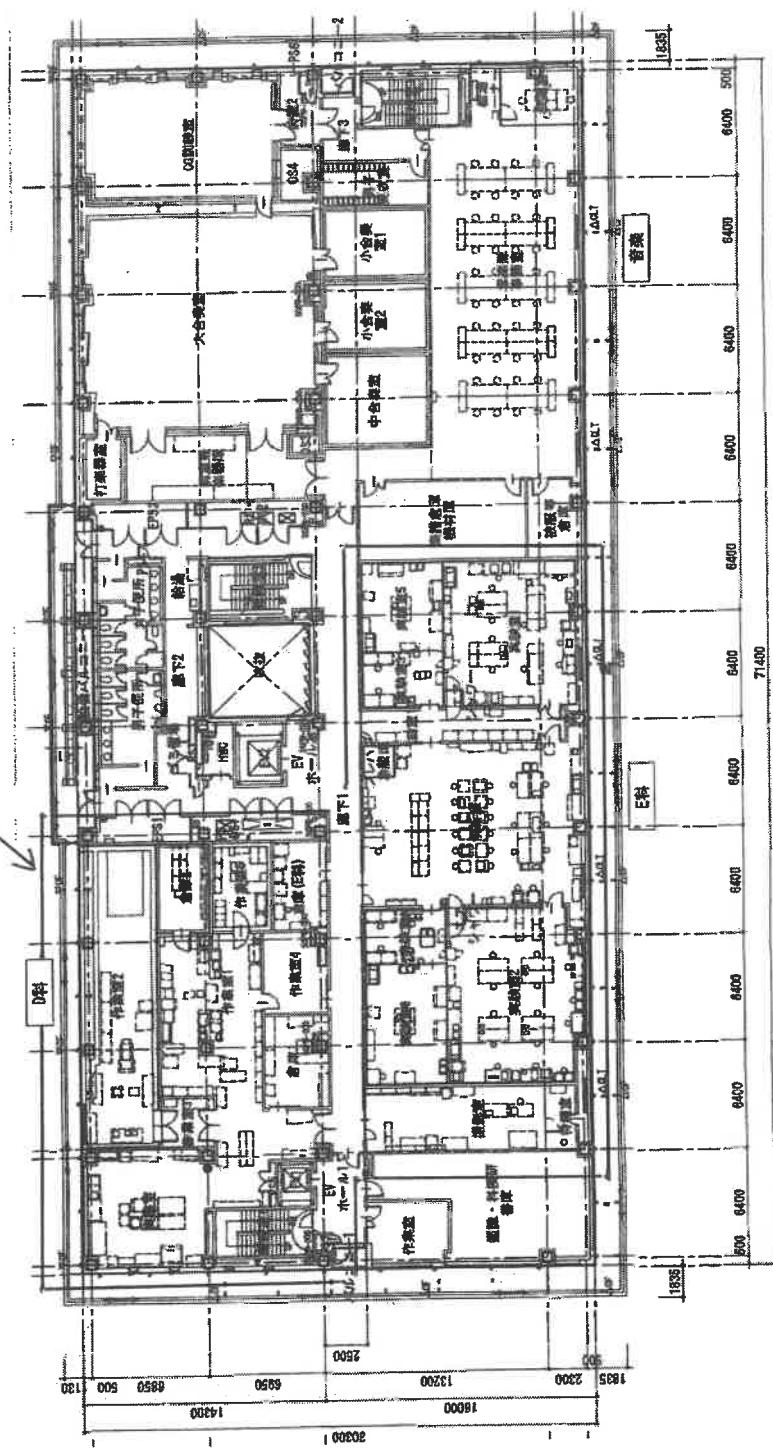
關面舍方同栗系條

搬入場所



圖面舍方同合同票樣

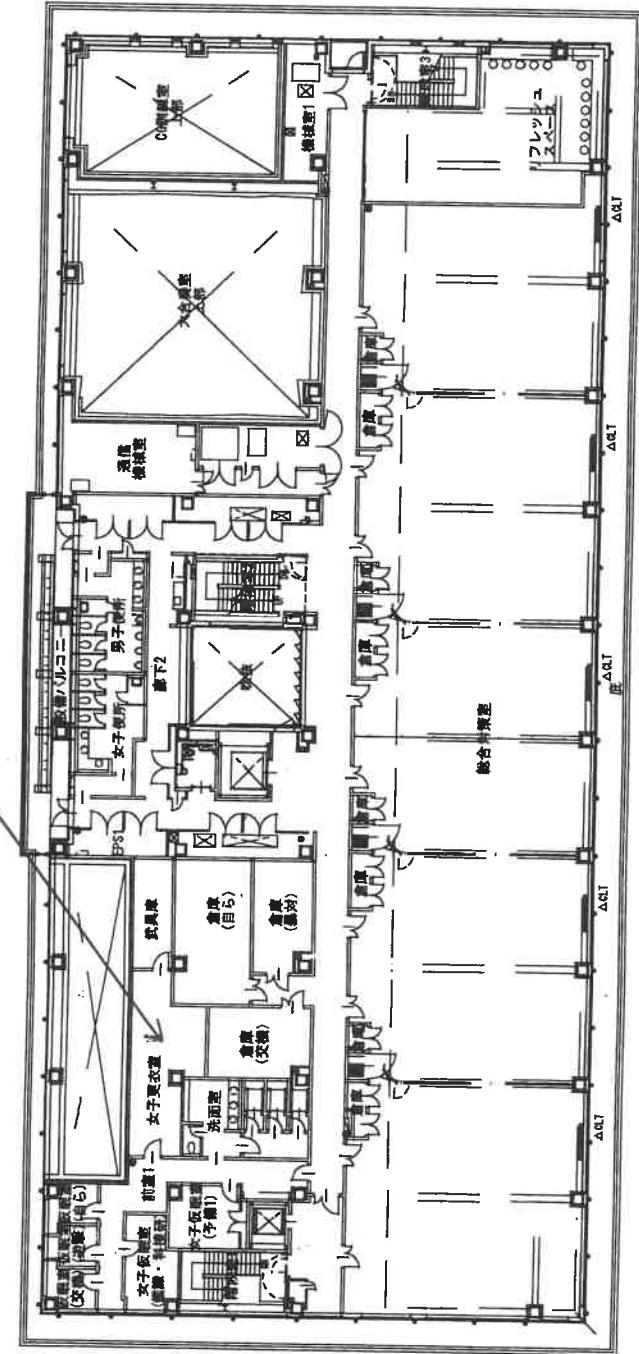
搬入場所



圖面含方同栗票

6 135

新編入場行



## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No. 1

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
1	両袖机（所長）	W160・D80・H70	1	4階庶務科執務室	1	4階 書庫・執務室	第2期
2	回転椅子（所長）	W80・D80・H100	1	4階庶務科執務室	2	4階 書庫・執務室	第2期
3	キャビネット	W40・D60・H100	1	4階庶務科執務室	3	4階 書庫・執務室	第2期
4	キャビネット	W40・D60・H100	1	4階庶務科執務室	4	4階 書庫・執務室	第2期
5	ロッカー（所長）	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	5	4階 書庫・執務室	第2期
6	2枚引きキャビネット	W90・D40・H100	1	4階庶務科執務室	6	4階 書庫・執務室	第2期
7	小型テーブル	W70・D50・H50	1	4階庶務科執務室	7	4階 書庫・執務室	第2期
8	丸椅子	W32・D32・H45	1	4階庶務科執務室	8	4階 書庫・執務室	第2期
9	応接机	W120・D60・H50	1	4階庶務科執務室	9	4階 書庫・執務室	第2期
10	肘付椅子	W80・D90・H50	1	4階庶務科執務室	10	4階 書庫・執務室	第2期
11	肘付椅子	W80・D90・H50	1	4階庶務科執務室	11	4階 書庫・執務室	第2期
12	ソファー	W180・D80・H80	1	4階庶務科執務室	12	4階 書庫・執務室	第2期
13	観葉植物	W50・D50・H100	1	4階庶務科執務室	13	4階 書庫・執務室	第2期
14	ソファー	W180・D80・H80	1	4階庶務科執務室	14	4階 書庫・執務室	第2期
15	パーテーション	W5・D190・H160	1	4階庶務科執務室	15	4階 書庫・執務室	第2期
16	パーテーション	W5・D100・H150	1	4階庶務科執務室	16	4階 書庫・執務室	第2期
17	パーテーション	W5・D100・H150	1	4階庶務科執務室	17	4階 書庫・執務室	第2期
18	両袖机（所長）	W160・D80・H70	1	4階庶務科執務室	18	4階 書庫・執務室	第2期
19	回転椅子	W80・D80・H100	1	4階庶務科執務室	19	4階 書庫・執務室	第2期
20	2枚引きキャビネット	W90・D40・H100	1	4階庶務科執務室	20	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No. 2

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
21	ロッカー（次席）	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	21	4階 書庫・執務室	第2期
22	丸椅子	W32・D32・H45	1	4階庶務科執務室	22	4階 書庫・執務室	第2期
23	小型テーブル	W50・D50・H45	1	4階庶務科執務室	23	4階 書庫・執務室	第2期
24	椅子	W65・D60・H75	1	4階庶務科執務室	24	4階 書庫・執務室	第2期
25	椅子	W60・D65・H75	1	4階庶務科執務室	25	4階 書庫・執務室	第2期
26	両袖机（副所長）	W160・D80・H70	1	4階庶務科執務室	26	4階 書庫・執務室	第2期
27	回転椅子	W80・D80・H100	1	4階庶務科執務室	27	4階 書庫・執務室	第2期
28	木製2段ボックス	W40・D30・H75	1	4階庶務科執務室	28	4階 書庫・執務室	第2期
29	丸椅子	W32・D32・H45	1	4階庶務科執務室	29	4階 書庫・執務室	第2期
30	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	30	4階 書庫・執務室	第2期
31	両袖机（庶務・指導科長）	W160・D80・H70	1	4階庶務科執務室	31	4階 書庫・執務室	第2期
32	回転椅子	W80・D80・H100	1	4階庶務科執務室	32	4階 書庫・執務室	第2期
33	ロッカー（副所長）	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	33	4階 書庫・執務室	第2期
34	両開きキャビネット	W90・D40・H90	1	4階庶務科執務室	34	4階 書庫・執務室	第2期
35	ロッカー（庶務・指導科長）	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	35	4階 書庫・執務室	第2期
36	丸椅子	W32・D32・H45	1	4階庶務科執務室	36	4階 書庫・執務室	第2期
37	机	W130・D70・H70	1	4階庶務科執務室	37	4階 書庫・執務室	第2期
38	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	38	4階 書庫・執務室	第2期
39	2段キャビネット	W40・D65・H70	1	4階庶務科執務室	39	4階 書庫・執務室	第2期
40	机	W130・D70・H70	1	4階庶務科執務室	40	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No. 3

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
41	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	41	4階 書庫・執務室	第2期
42	2段キャビネット	W65・D40・H70	1	4階庶務科執務室	42	4階 書庫・執務室	第2期
43	金属製台	W60・D70・H70	1	4階庶務科執務室	43	4階 書庫・執務室	第2期
44	机	W130・D70・H70	1	4階庶務科執務室	44	4階 書庫・執務室	第2期
45	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	45	4階 書庫・執務室	第2期
46	2段キャビネット	W40・D65・H70	1	4階庶務科執務室	46	4階 書庫・執務室	第2期
47	机	W130・D70・H70	1	4階庶務科執務室	47	4階 書庫・執務室	第2期
48	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	48	4階 書庫・執務室	第2期
49	2段キャビネット	W40・D65・H70	1	4階庶務科執務室	49	4階 書庫・執務室	第2期
50	机	W130・D70・H70	1	4階庶務科執務室	50	4階 書庫・執務室	第2期
51	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	51	4階 書庫・執務室	第2期
52	2段キャビネット	W40・D65・H70	1	4階庶務科執務室	52	4階 書庫・執務室	第2期
53	机	W130・D70・H70	1	4階庶務科執務室	53	4階 書庫・執務室	第2期
54	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	54	4階 書庫・執務室	第2期
55	4段キャビネット	W40・D65・H135	1	4階庶務科執務室	55	4階 書庫・執務室	第2期
56	2段キャビネット	W40・D65・H70	1	4階庶務科執務室	56	4階 書庫・執務室	第2期
57	無線機	W15・D20・H5	1	4階庶務科執務室	57	4階 書庫・執務室	第2期
58	2段キャビネット	W40・D65・H70	1	4階庶務科執務室	58	4階 書庫・執務室	第2期
59	プリンター	W50・D40・H40	1	4階庶務科執務室	59	4階 書庫・執務室	第2期
60	机	W130・D70・H70	1	4階庶務科執務室	60	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.4

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
61	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	61	4階 書庫・執務室	第2期
62	金属製台	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	62	4階 書庫・執務室	第2期
63	電話機(FAX機)	W30・D20・H10	1	4階庶務科執務室	63	4階 書庫・執務室	第2期
64	長机	W180・D45・H73	1	4階庶務科執務室	64	4階 書庫・執務室	第2期
65	長机	W180・D45・H73	1	4階庶務科執務室	65	4階 書庫・執務室	第2期
66	長机	W180・D45・H73	1	4階庶務科執務室	66	4階 書庫・執務室	第2期
67	2枚引きキャビネット	W90・D40・H90	1	4階庶務科執務室	67	4階 書庫・執務室	第2期
68	両開きキャビネット	W90・D40・H90	1	4階庶務科執務室	68	4階 書庫・執務室	第2期
69	両開きキャビネット	W90・D40・H90	1	4階庶務科執務室	69	4階 書庫・執務室	第2期
70	シュレッダー	W50・D50・H90	1	4階庶務科執務室	70	4階 書庫・執務室	第2期
71	金属製台	W70・D50・H80	1	4階庶務科執務室	71	4階 書庫・執務室	第2期
72	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	72	4階 書庫・執務室	第2期
73	椅子	W60・D50・H80	1	4階庶務科執務室	73	4階 書庫・執務室	第2期
74	キャビネット②	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	74	4階 書庫・執務室	第2期
75	キャビネット④	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	75	4階 書庫・執務室	第2期
76	キャビネット⑤	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	76	4階 書庫・執務室	第2期
77	キャビネット⑥	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	77	4階 書庫・執務室	第2期
78	キャビネット⑧	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	78	4階 書庫・執務室	第2期
79	2枚引きキャビネット	W180・D40・H100	1	4階庶務科執務室	79	4階 書庫・執務室	第2期
80	2枚引きキャビネット	W180・D40・H100	1	4階庶務科執務室	80	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.5

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
81	2枚引きキャビネット	W90・D40・H100	1	4階庶務科執務室	81	4階 書庫・執務室	第2期
82	2枚引きキャビネット	W90・D40・H100	1	4階庶務科執務室	82	4階 書庫・執務室	第2期
83	観葉植物	W50・D50・H100	1	4階庶務科執務室	83	4階 書庫・執務室	第2期
84	キャビネット⑩	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	84	4階 書庫・執務室	第2期
85	パソコン台(県コミPC・プリンター付き)	W80・D60・H140	1	4階庶務科執務室	85	4階 書庫・執務室	第2期
86	パソコン(情管・2001A0012D)	—	1	4階庶務科執務室	86	4階 書庫・執務室	第2期
87	両開きキャビネット	W90・D40・H100	1	4階庶務科執務室	87	4階 書庫・執務室	第2期
88	2段キャビネット	W40・D65・H70	1	4階庶務科執務室	88	4階 書庫・執務室	第2期
89	キャビネット⑪	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	89	4階 書庫・執務室	第2期
90	キャビネット⑫	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	90	4階 書庫・執務室	第2期
91	キャビネット⑬	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	91	4階 書庫・執務室	第2期
92	パーテーション	W5・D270・H150	1	4階庶務科執務室	92	4階 書庫・執務室	第2期
93	キャビネット⑭	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	93	4階 書庫・執務室	第2期
94	キャビネット⑮	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	94	4階 書庫・執務室	第2期
95	食器棚	W90・D50・H190	1	4階庶務科執務室	95	4階 書庫・執務室	第2期
96	冷蔵庫・レンジ	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	96	4階 書庫・執務室	第2期
97	冷蔵庫(証拠品用)	W50・D50・H50	1	4階庶務科執務室	97	4階 書庫・執務室	第2期
98	ごみ箱	W40・D70・H70	1	4階庶務科執務室	98	4階 書庫・執務室	第2期
99	木製台	W40・D50・H60	1	4階庶務科執務室	99	4階 書庫・執務室	第2期
100	ロッカー	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	100	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No. 6

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
101	金属製棚	W90・D40・H180	1	4階庶務科執務室	101	4階 書庫・執務室	第2期
102	金属製台	W70・D36・H80	1	4階庶務科執務室	102	4階 書庫・執務室	第2期
103	掃除道具箱	W45・D52・H180	1	4階庶務科執務室	103	4階 書庫・執務室	第2期
104	折りたたみベッド	30・110・100	1	4階庶務科執務室	104	4階 書庫・執務室	第2期
105	キャリーラック	W20・D50・H90	1	4階庶務科執務室	105	4階 書庫・執務室	第2期
106	キャリーラック	W20・D50・H90	1	4階庶務科執務室	106	4階 書庫・執務室	第2期
107	3人用ロッカー	W90・D50・H180	1	4階庶務科執務室	107	4階 男子更衣室	第2期
108	3人用ロッカー	W90・D50・H180	1	4階庶務科執務室	108	4階 男子更衣室	第2期
109	ロッカー	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	109	4階 男子更衣室	第2期
110	ロッカー	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	110	4階 男子更衣室	第2期
111	ロッカー	W50・D50・H180	1	4階庶務科執務室	111	4階 男子更衣室	第2期
112	テレビ(所長)	W30・D100・H73	1	4階庶務科執務室	112	4階 書庫・執務室	第2期
113	扇風機	W40・D40・H80	3	4階庶務科執務室	113～115	4階 書庫・執務室	第2期
114	サーチュレーター	W25・D15・H30	3	4階庶務科執務室	116～118	4階 書庫・執務室	第2期
115	壁掛け時計	直径約30cm	1	4階庶務科執務室	119	4階 書庫・執務室	第2期
116	パソコン(所長)	2107P0262N	1	4階庶務科執務室	120	4階 書庫・執務室	第2期
117	モニター(所長)	W20・D55・H52	1	4階庶務科執務室	121	4階 書庫・執務室	第2期
118	パソコン(次席)	2107P0263N	1	4階庶務科執務室	122	4階 書庫・執務室	第2期
119	パソコン(副所長)	2102P0722N	1	4階庶務科執務室	123	4階 書庫・執務室	第2期
120	パソコン(管理官)	2102P0711N	1	4階庶務科執務室	124	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.7

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
121	パソコン（大曲補）	2102P0712N	1	4階庶務科執務室	125	4階 書庫・執務室	第2期
122	パソコン（徳永補）	2207P0013N	1	4階庶務科執務室	126	4階 書庫・執務室	第2期
123	パソコン（中藤補）	2107P0265N	1	4階庶務科執務室	127	4階 書庫・執務室	第2期
124	パソコン（神代補）	2207P0731N	1	4階庶務科執務室	128	4階 書庫・執務室	第2期
125	パソコン（大熊補）	2102P0960N	1	4階庶務科執務室	129	4階 書庫・執務室	第2期
126	パソコン（大野部長）	2102P0713N	1	4階庶務科執務室	130	4階 書庫・執務室	第2期
127	パソコン（鑑定受付用）	2102P0710N	1	4階庶務科執務室	131	4階 書庫・執務室	第2期
128	モニター（鑑定受付用）	W20・D55・H52	1	4階庶務科執務室	132	4階 書庫・執務室	第2期
129	加湿器	W17・D33・H33	1	4階庶務科執務室	133	4階 書庫・執務室	第2期
130	口腔内採取キット	段ボール（W40.D62.H45）	10	4階文書心理科執務室	134～143	4階 書庫・執務室	第2期
131	口腔内採取キット	段ボール（W40.D62.H45）	25	4階法医科執務室	144～168	4階 書庫・執務室	第2期
132	口腔内採取キット	段ボール（W40.D62.H45）	11	4階庶務科執務室	169～179	4階 書庫・執務室	第2期
133	キャリーラック	W70・D40・H15	2	4階庶務科執務室	180～181	4階 書庫・執務室	第2期
134	ホワイトボード	W120・D10・H95	1	4階庶務科執務室	182	4階 書庫・執務室	第2期
135	ダンボール（書類入）（刑事部倉庫・庶務・指導）	業者準備	500	4階庶務科執務室	183～682	4階 書庫・執務室	第2期
136	段ボール（NEC）	W46・D30・H18	6	4階庶務科執務室	683～688	4階 書庫・執務室	第2期
137	電話機		7	4階庶務科執務室	689～695	4階 書庫・執務室	第2期
138	電話台（指導）		1	4階庶務科執務室	696	4階 書庫・執務室	第2期
139	ロッカー（4人用×1、3人用×3）	W90・D51.5・H178	4	4階 生安女性用更衣室	697～700	6階女子更衣室	第2期
140	両袖机	W1600×D800×H700	1	4階文書心理科執務室	701	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.8

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
141	両袖机	W1400×D700×H700	3	4階法医科執務室	702~704	4階 書庫・執務室	第3期
142	両袖机	W1400×D700×H700	3	5階法医科執務室	705~707	4階 書庫・執務室	第4期
143	片袖机	W1200×D700×H700	1	4階法医科執務室	708	4階 書庫・執務室	第3期
144	片袖机	W1200×D700×H700	2	5階法医科執務室	709~710	4階 書庫・執務室	第4期
145	片袖机	W1000×D700×H700	4	4階法医科執務室	711~714	4階 書庫・執務室	第3期
146	片袖机	W1000×D700×H700	5	5階法医科執務室	715~719	4階 書庫・執務室	第4期
147	事務机	W1200×D900×H700	1	4階法医科執務室	720	4階 書庫・執務室	第3期
148	回転椅子(水色)	W540×D600×H900	1	4階文書心理科執務室	721	4階 書庫・執務室	第2期
149	回転椅子(水色)	W540×D600×H900	1	4階法医科執務室	722	4階 書庫・執務室	第3期
150	回転椅子(水色)	W540×D600×H900	2	5階法医科執務室	723~724	4階 書庫・執務室	第4期
151	回転椅子(黒色)	W620×D620×H960	1	4階法医科執務室	725	4階 書庫・執務室	第3期
152	回転椅子(黒色)	W620×D620×H960	2	5階法医科執務室	726~727	4階 書庫・執務室	第4期
153	回転椅子(茶色・係長)	W570×D580×H740	1	4階法医科執務室	728	4階 書庫・執務室	第3期
154	回転椅子(茶色・係長)	W570×D580×H740	2	5階法医科執務室	729~730	4階 書庫・執務室	第4期
155	回転椅子(茶色・係員)	W420×D470×H770	2	4階法医科執務室	731~732	4階 書庫・執務室	第3期
156	回転椅子(茶色・係員)	W420×D470×H770	5	5階法医科執務室	733~737	4階 書庫・執務室	第4期
157	回転椅子(黒色・係員)	W420×D550×H790	1	4階法医科執務室	738	4階 書庫・執務室	第3期
158	椅子(A1-A3)	W520×D520×H400	3	4階 生化学検査室	739~741	5階 E科・実験室3	第3期
159	椅子(A4)	W520×D520×H400	1	5階泳動室(法医)	742	5階 E科・解析室	第1期
160	椅子(A5)	W520×D520×H400	1	5階第1クリーンルーム(法医)	743	5階 E科・実験室1	第3期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No. 9

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
161	椅子 (B1)	W630×D630×H870	1	4階待機室(法医)	744	5階 E科・解析室	第3期
162	椅子 (B2)	W630×D630×H870	1	4階生化学検査室(法医)	745	5階 E科・撮影室	第3期
163	椅子 (B3)	W630×D630×H870	1	5階第2クリーンルーム(法医)	746	5階 E科・解析室	第4期
164	椅子 (C)	W570×D580×H740	1	4階法医科執務室	747	5階 E科・解析室	第1期
165	椅子 (E1, E2)	W420×D550×H790	2	4階法医科執務室	748～749	5階 E科・撮影室	第3期
166	椅子 (E3, E4)	W420×D550×H790	2	5階法医科執務室	750～751	5階 E科・解析室	第4期
167	椅子 (E5)	W420×D550×H790	1	5階法医科執務室	752	5階 E科・実験室1	第3期
168	椅子 (E6, E7)	W420×D550×H790	2	5階第1クリーンルーム(法医)	753～754	5階 E科・実験室1	第3期
169	椅子 (E8, E9)	W420×D550×H790	2	5階第2クリーンルーム(法医)	755～756	5階 E科・実験室1	第3期
170	椅子 (E10)	W420×D550×H790	1	5階第2クリーンルーム(法医)	757	5階 E科・実験室6	第4期
171	椅子 (E11)	W420×D550×H790	1	5階泳動室(法医)	758	5階 E科・実験室6	第4期
172	椅子 (F)	W650×D650×H900	1	4階生化学検査室(法医)	759	5階 E科・解析室	第1期
173	椅子 (G)	W580×D520×H810	1	4階法医科執務室	760	5階 E科・解析室	第3期
174	椅子 (H1)	W480×D480×H450	1	5階法医科執務室	761	5階 E科・解析室	第4期
175	椅子 (H2, H3)	W480×D480×H450	2	5階第2クリーンルーム(法医)	762～763	5階 E科・解析室	第4期
176	椅子 (I1, I2)	W430×D430×H480	2	5階法医科執務室	764～765	5階 E科・解析室	第4期
177	椅子 (J1, J2)	W470×D470×H440	2	5階法医科執務室	766～767	5階 E科・解析室	第4期
178	椅子 (J3)	W470×D470×H440	1	5階第1クリーンルーム(法医)	768	5階 E科・解析室	第3期
179	椅子 (J4)	W470×D470×H440	1	5階第2クリーンルーム(法医)	769	5階 E科・解析室	第4期
180	椅子 (J5)	W470×D470×H440	1	5階 分析室(548)(法医)	770	5階 E科・解析室	第4期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.10

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
181	椅子 (K1)	W330×D330×H450	1	5階 第1クリーンルーム（法医）	771	5階 E科・実験室1	第3期
182	椅子 (K2)	W330×D330×H450	1	4階 執務室（法医）	772	5階 E科・撮影室	第3期
183	椅子 (L)	W580×D520×H810	1	5階 第2クリーンルーム（法医）	773	5階 E科・実験室1	第4期
184	椅子 (O1)	W410×D410×H450	1	5階 分析室(547)（法医）	774	5階 E科・撮影室	第4期
185	椅子 (O2)	W410×D410×H450	1	5階泳動室（法医）	775	5階 E科・解析室	第4期
186	椅子 (O3)	W410×D410×H450	1	5階第1クリーンルーム（法医）	776	5階 E科・解析室	第3期
187	椅子 (P1, P2)	W430×D430×H430	2	5階 分析室(547)（法医）	777～778	5階 E科・実験室6	第4期
188	椅子 (P3)	W430×D430×H430	1	5階泳動室（法医）	779	5階 E科・実験室2	第4期
189	椅子 (Q)	W335×D335×H440	1	5階第1クリーンルーム（法医）	780	5階 E科・実験室5	第1期
190	椅子 (R)	W440×D60×H920	1	4階待機室（法医）	781	5階 被疑者待機室	第3期
191	椅子 (S)	W590×D650×H810	1	4階待機室（法医）	782	5階 被疑者待機室	第3期
192	ハンガーラック	W750×D400×H1500	1	5階 第2クリーンルーム（法医）	783	5階 E科・前室	第4期
193	可搬式作業台	W900×D450×H810	1	5階法医科執務室	784	5階 E科・解析室	第4期
194	ラボカート	W1350×D450×H710	1	5階法医科執務室	785	5階 E科・解析室	第4期
195	ラボカート	W900×D450×H800	1	5階 暗室前室（法医）	786	5階 E科・実験室6	第3期
196	ラボカート	W930×D450×H810	1	4階法医科執務室	787	5階 E科・実験室5	第1期
197	ラボカート	W930×D450×H810	1	4階法医科執務室	788	5階 E科・解析室	第3期
198	写真撮影台（黒天板）	W1200×D460×H600	1	5階法医科執務室	789	5階 E科・実験室1	第4期
199	写真撮影台（茶天板）	W700×D700×H660	1	5階法医科執務室	790	5階 E科・解析室	第4期
200	メタルラック（書棚）	W890×D615×H2100	2	5階 暗室（法医）	791～792	5階 E科・前室	第3期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.11

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
201	メタルラック（書棚）	W890×D615×H2100	2	5階 更衣室（法医）	793～794	5階 E科・前室	第3期
202	メタルラック（書棚）	W890×D615×H2100	7	5階 更衣室（法医）	795～801	5階 E科・解析室	第3期
203	メタルラック（書棚）	W890×D615×H2100	2	5階泳動室（法医）	802～803	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
204	メタルラック（書棚）	W1200×D600×H2100	2	5階 暗室（法医）	804～805	5階 E科・前室	第3期
205	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	4階法医科執務室	807	5階 E科・撮影室	第3期
206	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	5階 更衣室（法医）	808	5階 E科・倉庫（E科）	第3期
207	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	2	5階 暗室前室（法医）	809～810	5階 E科・解析室	第3期
208	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	5階 暗室（法医）	811	5階 E科・倉庫（E科）	第3期
209	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	5階泳動室（法医）	812	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
210	パソコンラック（骨検査）	W750×D800×H1300	1	4階 骨格・組織標本検査室（法医）	813	5階 E科・解析室	第3期
211	メタルラック	W900×D450×H1600	1	5階泳動室（法医）	814	5階 E科・実験室6	第4期
212	パソコンラック	W650×D700×H1300	1	5階 分析室(547)（法医）	815	5階 E科・実験室5	第3期
213	キャビネット(3×3)	W880×D380×H880	1	5階 執務室（受付）（法医）	816	5階 E科・解析室	第3期
214	キャビネット(6×3；窓あり)	W1800×D400×H850	1	5階 分析室(548)(法医)	817	5階 E科・倉庫（E科）	第1期
215	キャビネット(6×3；窓なし)	W1800×D400×H850	1	5階 分析室(548)(法医)	818	5階 E科・倉庫（E科）	第1期
216	レタークース	W800×D400×H900	1	5階法医科執務室	819	5階 E科・解析室	第4期
217	キャビネット(3×3)	W880×D380×H880	1	5階 執務室（入口）（法医）	820	5階 E科・解析室	第4期
218	キャビネット(3×3；窓あり)	W880×D380×H880	1	4階法医科執務室	821	5階 E科・撮影室	第3期
219	キャビネット(3×3；窓なし)	W880×D380×H880	1	4階法医科執務室	822	5階 E科・撮影室	第3期
220	キャビネット(3×3；窓あり)	W880×D380×H880	1	4階法医科執務室	823	5階 E科・撮影室	第3期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.12

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
221	キャビネット(3×3；窓なし)	W880×D380×H880	1	4階法医科執務室	824	5階 E科・撮影室	第3期
222	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	2	4階法医科執務室	825～826	5階 E科・撮影室	第3期
223	キャビネット(2段)	W400×D600×H700	1	4階 生化学検査室(法医)	827	5階 E科・解析室	第3期
224	キャビネット(2段)	W400×D600×H700	1	4階 暗室(法医)	828	5階 E科・解析室	第3期
225	ホワイトボード	W1300×D500×H1900	1	4階法医科執務室	829	5階 E科・撮影室	第3期
226	メタルラック	W900×D450×H900	1	5階第1クリーンルーム(法医)	830	5階 E科・実験室5	第3期
227	レタークース	W280×D350×H700	1	5階法医科執務室	831	5階 E科・解析室	第4期
228	レタークース	W270×D340×H490	1	5階法医科執務室	832	5階 E科・解析室	第4期
229	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	5階法医科執務室	833	5階 E科・倉庫(E科)	第4期
230	パソコンラック	W670×D450×H830	1	5階 分析室(548)(法医)	834	5階 E科・解析室	第4期
231	メタルラック	W840×D290×H1420	1	5階 暗室前室(法医)	835	5階 E科・実験室5	第3期
232	ロッカー(1人用)	W455×D515×H1790	1	4階 生化学検査室(法医)	836	4階男子更衣室	第3期
233	ロッカー(1人用)	W455×D515×H1790	1	4階法医科執務室	837	4階男子更衣室	第3期
234	ロッカー(1人用)	W455×D515×H1790	1	5階法医科執務室	838	4階男子更衣室	第4期
235	ロッカー(1人用)	W455×D515×H1790	2	5階 更衣室(法医)	839～840	4階男子更衣室	第4期
236	ロッカー(3人用)	W900×D515×H1790	1	4階 待機室(法医)	841	4階男子更衣室	第3期
237	ロッカー(3人用)	W900×D515×H1790	2	5階 更衣室(法医)	842～843	4階男子更衣室	第4期
238	掃除機	W200×D140×H1045	1	法医 5階 分析室(548)	844	5階 E科・実験室6	第4期
239	掃除機	W260×D192×H1045	1	5階法医科執務室	845	5階 E科・解析室	第4期
240	掃除機	W260×D192×H1045	1	5階第1クリーンルーム(法医)	846	5階 E科・実験室1	第3期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.13

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
241	掃除機	W260×D192×H1045	1	5階 第2クリーンルーム（法医）	847	5階 E科・実験室2	第4期
242	掃除機	W260×D192×H1045	1	4階 生化学検査室（法医）	848	5階 E科・実験室5	第3期
243	傘立て	W370×D525×H505	1	4階法医科執務室	849	5階 E科・解析室	第3期
244	傘立て	W370×D525×H505	1	5階 更衣室（法医）	850	5階 E科・解析室	第4期
245	シュレッダー	W500×D500×H850	1	5階法医科執務室	851	5階 E科・解析室	第4期
246	シュレッダー	W345×D240×H556	1	4階法医科執務室	852	5階 E科・解析室	第3期
247	シュレッダー	W357×D239×H560	1	4階法医科執務室	853	5階 E科・解析室	第3期
248	プリンター	W491×D448×H218	1	5階法医科執務室	854	5階 E科・解析室	第1期
249	電子レンジ	W460×D375×H275	1	4階法医科執務室	855	5階 E科・撮影室	第3期
250	メタルラック（プリンタ）	W1200×D450×H720	1	4階法医科執務室	856	5階 E科・解析室（防湿庫架台）	第3期
251	メタルラック（ミクロトーム）	W460×D600×H520	1	4階 骨格・組織標本検査室（法医）	857	5階 E科・解析室（ミクロトーム架台）	第4期
252	メタルラック（EVA）	W450×D620×H520	1	4階 骨格・組織標本検査室（法医）	858	5階 E科・撮影室	第3期
253	メタルラック（トナー）	W910×D460×H1570	1	4階 骨格・組織標本検査室（法医）	859	5階 E科・解析室	第3期
254	メタルラック	W620×D460×H1050	1	4階 待機室（法医）	860	5階 E科・実験室2	第3期
255	メタルラック	W600×D450×H460	1	4階法医科執務室（入口）	861	5階 E科・撮影室	第3期
256	マネキン	W200×D220×H480	2	4階法医科執務室	862～863	5階 E科・撮影室	第3期
257	書類ケース	W340×D990×H380	1	4階法医科執務室	864	5階 E科・解析室	第3期
258	書類ケース	W340×D990×H380	1	5階法医科執務室	865	5階 E科・実験室1	第4期
259	脚立	W360×D100×H1400	1	4階 暗室（法医）	866	5階 E科・前室	第3期
260	脚立	W360×D100×H1400	1	5階法医科執務室	867	5階 E科・解析室	第4期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.14

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
261	脚立	W350×D40×H1170	1	4階 暗室（法医）	868	5階 E科・実験室1	第3期
262	脚立	W350×D40×H1170	1	5階 暗室（法医）	869	5階 E科・実験室2	第4期
263	脚立	W500×D530×H770	1	5階 暗室（法医）	870	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
264	警コミパソコン	W380×D250×H30	7	4階法医科執務室	871～877	4階 書庫・執務室	第3期
265	警コミパソコン	W380×D250×H30	1	4階文書心理科執務室	878	4階 書庫・執務室	第2期
266	警コミパソコン	W380×D250×H30	9	5階法医科執務室	879～887	4階 書庫・執務室	第4期
267	プリンター	W500×D388×H263	1	4階法医科執務室	888	4階 書庫・執務室	第3期
268	プリンター	W500×D388×H263	1	5階法医科執務室	889	4階 書庫・執務室	第4期
269	台車	W730×D480×H210	1	5階法医科執務室	890	5階 E科・解析室	第4期
270	台車	W480×D730×H190	1	4階 生化学検査室（法医）	891	5階 E科・倉庫（E科）	第3期
271	乾燥機	W170×D400×H350	1	4階 生化学検査室（法医）	892	5階 E科・実験室1	第3期
272	乾燥機	W170×D400×H350	1	5階第2クリーンルーム（法医）	893	5階 E科・実験室2	第4期
273	スクリーン	W720×D80×H100	1	4階法医科執務室	894	5階 E科・撮影室	第3期
274	ライトボックス	W500×D350×H90	1	4階 生化学検査室（法医）	895	5階 E科・解析室	第3期
275	メタルラック（書庫）	W840×D300×H1800	1	5階 暗室前室（法医）	896	5階 E科・解析室	第4期
276	プロジェクター	W340×D310×H200	1	4階 生化学検査室（法医）	897	5階 E科・撮影室	第3期
277	ヒーター	W350×D170×H380	2	4階 生化学検査室（法医）	898～899	5階 E科・撮影室	第3期
278	テント	W1120×D200×H230	1	4階 生化学検査室（法医）	900	5階 E科・倉庫（E科）	第3期
279	デジタルフォトプリンター	W490×D400×H470	1	4階 生化学検査室（法医）	901	5階 E科・解析室	第3期
280	ミニタワーファン	W130×D125×H365	1	4階 生化学検査室（法医）	902	5階 E科・撮影室	第3期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.15

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
281	扇風機	W670×D360×H340	1	4階 生化学検査室（法医）	903	5階 E科・撮影室	第3期
282	骨計測器	W590×D190×H90	1	4階 骨格・組織標本検査室（法医）	904	5階 E科・撮影室	第3期
283	キャリー	W360×D220×H880	1	4階 生化学検査室（法医）	905	5階 E科・倉庫（E科）	第3期
284	外付けブルーレイディスクドライブ	W280×D150×H230	1	4階 生化学検査室（法医）	906	5階 E科・実験室5	第3期
285	サーチュレーター	W190×D190×H280	1	5階法医科執務室	907	4階 書庫・執務室	第4期
286	裁断機	W550×D300×H700	1	4階法医科執務室	908	4階 書庫・執務室	第3期
287	裁断機	W550×D300×H700	1	5階法医科執務室	909	5階 E科・解析室	第4期
288	裁断機	W280×D510×H700	1	4階法医科執務室	910	5階 E科・解析室	第3期
289	ゴミ箱	W400×D400×H500	1	4階 生化学検査室（法医）	911	5階 E科・解析室	第3期
290	ゴミ箱（通常）	W400×D280×H630	1	5階法医科執務室	912	5階 E科・解析室	第4期
291	ゴミ箱（古紙）	W280×D420×H580	1	5階法医科執務室	913	5階 E科・解析室	第4期
292	ゴミ箱（青）	W270×D400×H510	1	5階 暗室前室（法医）	914	5階 E科・解析室	第4期
293	ゴミ箱（白）	W280×D420×H570	1	5階 暗室前室（法医）	915	5階 E科・解析室	第4期
294	ほうき	W350×D40×H1210	1	4階 骨格・組織標本検査室（法医）	916	5階 E科・撮影室	第3期
295	ほうき	W350×D40×H1210	1	5階分析室(548)（法医）	917	5階 E科・解析室	第4期
296	ほうき・ちりとり	W280×D130×H1040	1	5階分析室(548)（法医）	918	5階 E科・解析室	第4期
297	カラーボックス	W580×D300×H900	1	5階 第2クリーンルーム（法医）	919	5階 E科・解析室	第4期
298	アクリル板	W600×D300×H15	11	5階 第2クリーンルーム（法医）	920～930	5階 E科・実験室2	第4期
299	木製台	W550×D300×H450	1	4階 骨格・組織標本検査室（法医）	931	5階 E科・実験室1	第3期
300	脚立	W400×D30×H1000	1	5階 更衣室（法医）	932	5階 E科・倉庫（E科）	第4期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.16

※319-320の現有数は納入・消費により変化するため暫定数

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
301	メタルラック (収納E)	W1200×D450×H2100	1	5階 第2クリーンルーム (法医)	933	5階 E科・実験室2	第4期
302	メタルラック (収納F)	W1200×D450×H2100	1	5階 第2クリーンルーム (法医)	934	5階 E科・実験室2	第4期
303	メタルラック (収納H)	W900×D450×H2000	1	5階 第2クリーンルーム (法医)	935	5階 E科・実験室5	第4期
304	メタルラック (収納I)	W900×D450×H1500	1	5階 第2クリーンルーム (法医)	936	5階 E科・実験室6	第4期
305	メタルラック・ポール (収納G用)	W25×D25×H2100	2	5階 第2クリーンルーム (法医)	937~938	5階 E科・実験室2	第4期
306	メタルラック・ポール (収納G用)	W25×D25×H1360	4	5階 第2クリーンルーム (法医)	939~942	5階 E科・実験室2	第4期
307	メタルラック・棚板 (収納G用)	W1500×D450×H30	3	5階 第2クリーンルーム (法医)	943~945	5階 E科・実験室2	第4期
308	メタルラック・ポール (1CR左)	W20×D20×H1350	8	5階 第1クリーンルーム (法医)	946~953	5階 E科・倉庫 (E科)	第3期
309	メタルラック・棚板 (1CR左)	W890×D340×H20	2	5階 第1クリーンルーム (法医)	954~955	5階 E科・倉庫 (E科)	第3期
310	メタルラック・棚板 (1CR左)	W590×D340×H20	6	5階 第1クリーンルーム (法医)	956~961	5階 E科・倉庫 (E科)	第3期
311	メタルラック・ポール (1CR右)	W25×D25×H1100	4	5階 第1クリーンルーム (法医)	962~965	5階 E科・倉庫 (E科)	第3期
312	メタルラック・棚板 (1CR右)	W900×D460×H25	2	5階 第1クリーンルーム (法医)	966~967	5階 E科・倉庫 (E科)	第3期
313	折り畳みコンテナ	W530×D370×H320	5	4階 生化学検査室 (法医)	968~972	5階 E科・解析室	第4期
314	折り畳みコンテナ	W530×D370×H320	4	5階分析室(548) (法医)	973~976	5階 E科・解析室	第4期
315	ちりとり	W310×D580×H100	1	5階分析室(548) (法医)	977	5階 E科・撮影室	第4期
316	パーテーション	W1200×D1660×H30	5	4階法医科執務室	978~982	5階 E科・撮影室	第3期
317	段ボール (グローブXS)	W410×D270×H260	7	5階 第2クリーンルーム (法医)	983~989	5階 E科・実験室2	第4期
318	段ボール (グローブS)	W410×D270×H260	7	5階 第2クリーンルーム (法医)	990~996	5階 E科・実験室2	第4期
319	段ボール (グローブM)	W410×D270×H260	6	5階 第2クリーンルーム (法医)	997~1002	5階 E科・実験室2	第4期
320	段ボール (チューブ)	W690×D240×H340	5	5階 第2クリーンルーム (法医)	1003~1007	5階 E科・実験室2	第4期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.17

※321-340の現有数は納入・消費により変化するため暫定数

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
321	段ボール（低吸着チューブ）	W570×D400×H450	1	5階 第2クリーンルーム（法医）	1008	5階 E科・実験室2	第4期
322	QIAGEN_DNA抽出キット	W330×D230×H200	40	5階 第2クリーンルーム（法医）	1009~1048	5階 E科・実験室2	第4期
323	TFS_DNA抽出キット	W570×D400×H450	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1049~1053	5階 E科・実験室2	第4期
324	段ボール（マスク）	W520×D200×H190	3	5階 第2クリーンルーム（法医）	1054~1056	5階 E科・実験室2	第4期
325	段ボール（ベックマンチップ50）	W480×D290×H360	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1057~1061	5階 E科・実験室1	第3期
326	段ボール（ベックマンチップ250）	W480×D290×H360	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1062~1066	5階 E科・実験室1	第3期
327	段ボール（ベックマンチップ1000）	W510×D440×H400	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1067~1071	5階 E科・実験室1	第3期
328	段ボール（ディープウェルプレート）	W280×D190×H240	10	5階 第2クリーンルーム（法医）	1072~1081	5階 E科・実験室1	第3期
329	段ボール（ラウンドウェルプレート）	W480×D270×H140	3	5階 第2クリーンルーム（法医）	1082~1084	5階 E科・実験室1	第3期
330	段ボール（ネプチューンチップ20）	W440×D380×H390	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1085~1089	5階 E科・実験室2	第4期
331	段ボール（ネプチューンチップ100）	W440×D380×H390	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1090~1094	5階 E科・実験室2	第4期
332	段ボール（ネプチューンチップ200）	W440×D380×H390	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1095~1099	5階 E科・実験室2	第4期
333	段ボール（ARTチップ1000）	W270×D230×H270	10	5階 第2クリーンルーム（法医）	1100~1109	5階 E科・実験室2	第4期
334	段ボール（エクリプスチップ）	W440×D270×H240	5	5階 第2クリーンルーム（法医）	1110~1114	5階 E科・実験室2	第4期
335	段ボール（キムワイプ）	W570×D380×H550	3	5階 第2クリーンルーム（法医）	1115~1117	5階 E科・実験室2	第4期
336	段ボール（キムタオル）	W690×D400×H360	3	5階 第2クリーンルーム（法医）	1118~1120	5階 E科・実験室2	第4期
337	段ボール（ポリエチレン濾紙）	W840×D280×H270	5	5階 更衣室（法医）	1121~1125	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
338	段ボール（滅菌シャーレ）	W520×D360×H440	1	5階法医科執務室	1126	5階 E科・実験室2	第4期
339	段ボール（滅菌シャーレ）	W520×D360×H440	1	5階法医科執務室	1127	5階 E科・実験室2	第4期
340	段ボール（プリント用紙）	W230×D320×H240	5	5階法医科執務室	1128~1132	4階 書庫・執務室	第4期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.18

※341-360の現有数は納入・消費により変化するため暫定数

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
341	フューザーキット	W470×D190×H270	5	5階 更衣室（法医）	1133~1137	5階 E科・解析室	第4期
342	段ボール（赤色チャック付きポリ袋）	W460×D310×H190	5	5階法医科執務室	1138~1142	5階 E科・解析室	第4期
343	段ボール（N95マスク）	W600×D420×H530	2	5階分析室(548)（法医）	1143~1144	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
344	段ボール（フェイスシールドマスク）	W470×D360×H310	5	5階分析室(548)（法医）	1145~1149	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
345	段ボール（15mLチューブ）	W420×D390×H220	1	5階法医科執務室	1150	5階 E科・実験室2	第4期
346	段ボール（50mLチューブ）	W570×D400×H270	1	5階法医科執務室	1151	5階 E科・実験室2	第4期
347	段ボール（おしほりウェッティ）	W440×D340×H190	1	5階 第2クリーンルーム（法医）	1152	5階 E科・実験室2	第4期
348	SafetySpace Filter Tip	W440×D140×H130	3	5階 第2クリーンルーム（法医）	1153~1155	5階 E科・実験室2	第4期
349	オートクレーブバッグ	W630×D320×H60	3	5階 更衣室（法医）	1156~1158	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
350	段ボール（オートクレーブバッグ）	W650×D300×H330	2	5階 更衣室（法医）	1159~1160	5階 E科・倉庫（E科）	第4期
351	段ボール（ドッチファイル_2474）	W380×D170×H320	4	5階 更衣室（法医）	1161~1164	5階 E科・解析室	第4期
352	段ボール（ドッチファイル_1474）	W400×D170×H320	4	5階 暗室（法医）	1165~1168	5階 E科・解析室	第4期
353	段ボール（ドッチファイル_2476）	W560×D450×H340	2	5階 暗室（法医）	1169~1170	5階 E科・解析室	第4期
354	段ボール（ドッちファイル_2478）	W550×D160×H320	1	5階 暗室（法医）	1171	5階 E科・解析室	第4期
355	段ボール（ドッちファイル_2478大）	W570×D500×H340	2	5階 暗室（法医）	1172~1173	5階 E科・解析室	第4期
356	段ボール（コクヨチューブファイル）	W580×D150×H320	1	5階 暗室（法医）	1174	5階 E科・解析室	第4期
357	段ボール（サービススタオル）	W710×D230×H370	3	5階 第2クリーンルーム（法医）	1175~1177	5階 E科・実験室2	第4期
358	段ボール（イージーキャビネット）	W910×D310×H660	3	4階 待機室（法医）	1178~1180	5階 E科・倉庫（E科）	第1期
359	段ボール（ブックラックワゴン）	W1310×D420×H150	1	4階 生化学検査室（法医）	1181	5階 E科・解析室	第1期
360	ダンボール	業者準備	300	5階法医科執務室	1182~1481	4階 書庫・執務室	第4期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.19

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
361	モニター	W539×D179×H413	2	5階 執務室（予定）（法医）	1482~1483	4階 書庫・執務室	第4期
362	現場文書鑑定撮影装置	スキャナ+制御PC	1	4階 文書心理科執務室	1484	4階 C科・作業室	第2期
363	出力文書解析装置	顕微鏡+制御PC	1	4階 文書心理科執務室	1485	4階 C科・作業室	第2期
364	出力文書解析装置	特殊光源スキャナ+制御PC	1	4階 文書心理科執務室	1486	4階 C科・作業室	第2期
365	文書鑑定システム	VSC6000+制御PC	1	4階 文書心理科執務室	1487	4階 C科・作業室	第2期
366	モニターテレビラック	W730×D630×H1010	2	4階 文書心理科執務室	1488~1489	4階 C科・作業室	第2期
367	事務用プリンタ	NEC MultiWriter 8700	1	4階 文書心理科執務室	1490	4階 書庫・執務室	第2期
368	インクジェットプリンタ	Canon PIXUS iX6830	1	4階 文書心理科執務室	1491	4階 書庫・執務室	第2期
369	事務机（係員）	W1000×D700×H700	4	4階 文書心理科執務室	1492~1495	4階 書庫・執務室	第2期
370	事務机（補佐）	W1400×D700×H700	1	4階 文書心理科執務室	1496	4階 書庫・執務室	第2期
371	事務用椅子（係員）	W430×D480×H760	5	4階 文書心理科執務室	1497~1501	4階 書庫・執務室	第2期
372	事務用椅子（補佐）	W550×D550×H960	1	4階 文書心理科執務室	1502	4階 C科・作業室	第2期
373	ファイリングキャビネット	2段、W390×D620×H700	4	4階 文書心理科執務室	1503~1506	4階 C科・作業室	第2期
374	ファイリングキャビネット	3段、W300×D620×H740	1	4階 文書心理科執務室	1507	4階 C科・作業室	第2期
375	ロッカー	W455×D520×H1790	2	4階 文書心理科執務室	1508~1509	4階 C科・作業室	第2期
376	3連ロッカー	W900×D520×H1790	1	4階 文書心理科執務室	1510	4階 C科・作業室	第2期
377	4連ロッカー	W900×D520×H1790	1	4階 文書心理科執務室	1511	4階 C科・作業室	第2期
378	作業台（小）	W800×D800×H700	2	4階 文書心理科執務室	1512~1513	4階 C科・作業室	第2期
379	作業台（小・2段）	W800×D800×H1300	2	4階 文書心理科執務室	1514~1515	4階 C科・作業室	第2期
380	作業台（大）	W1400×D800×H700	2	4階 文書心理科執務室	1516~1517	4階 C科・作業室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.20

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
381	スチールラック	W910×D465×H900	1	4階 文書心理科執務室	1518	4階 C科・作業室	第2期
382	書棚	W1885×D450×H1800	1	4階 文書心理科執務室	1519	4階 C科・作業室	第2期
383	掃除用具ロッカー	W455×D515×H1790	1	4階 文書心理科執務室	1520	4階 C科・作業室	第2期
384	両袖机	W1400×D800×H700	1	4階 写真関係作業室	1521	4階 C科・検査室1	第2期
385	長机	W1800×D600×H700	1	4階 写真関係作業室	1522	4階 C科・検査室1	第2期
386	レーザープリンタ (現場文書鑑定撮影装置)	リコー IPSiO SP C710e	1	4階 写真関係作業室	1523	4階 C科・作業室	第2期
387	書棚	W1885×D450×H1800	1	4階 写真関係作業室	1524	4階 C科・作業室	第2期
388	シュレッダー	Asmix S57M	1	4階 写真関係作業室	1525	4階 C科・作業室	第2期
389	防臭ペール	W280×D425×H580 (45L)	3	4階 写真関係作業室	1526~1528	4階 C科・作業室	第2期
390	レターケース	W410×D290×H480	1	4階 写真関係作業室	1529	4階 C科・作業室	第2期
391	両袖机	W1400×D700×H730	1	4階 暗室	1530	4階 C科・検査室1	第2期
392	筆圧痕文字検出装置	PROJECTINA DocuStat	1	4階 暗室	1531	4階 C科・検査室1	第2期
393	コピースタンド	W450×D440×H850	1	4階 暗室	1532	4階 C科・検査室1	第2期
394	コピースタンド台	W440×D440×H700	1	4階 暗室	1533	4階 C科・検査室1	第2期
395	キャビネット(腰高)	W520×D380×H880	1	4階 暗室	1534	4階 C科・作業室	第2期
396	カメラ保管庫	W400×D360×H835	1	4階 暗室	1535	4階 C科・検査室1	第2期
397	食器棚	W465×D300×H995	1	4階 暗室	1536	4階 C科・検査室1	第2期
398	戸棚	W460×D180×H495	4	4階 暗室	1537~1540	4階 C科・検査室1	第2期
399	戸棚(大)	W2090×D435×H705	1	4階 暗室	1541	4階 C科・検査室1	第2期
400	ポリグラフ検査机	W1250×D900×H700	1	4階 ポリグラフ検査室No.1	1542	4階 C科・検査室2	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.21

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
401	ポリグラフ検査机	W1250×D900×H700	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1543	4階 C科・検査室3	第2期
402	肘付椅子	W790×D790×H800	1	4階 ポリグラフ検査室No.1	1544	4階 C科・検査室2	第2期
403	肘付椅子	W790×D790×H800	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1545	4階 C科・検査室3	第2期
404	長机	W1200×D460×H750	1	4階 ポリグラフ検査室No.1	1546	4階 C科・検査室2	第2期
405	ラボカート	W900×D500×H750	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1547	4階 C科・検査室3	第2期
406	検査室椅子(水色)	W900×D700×H700	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1548	4階 C科・検査室3	第2期
407	検査室椅子(緑色)	W900×D700×H700	1	4階 ポリグラフ検査室No.1	1549	4階 C科・検査室2	第2期
408	検査室椅子(茶色)	W800×D600×H600	1	4階 ポリグラフ検査室No.1	1550	4階 C科・検査室2	第2期
409	検査室椅子(茶色)	W800×D600×H600	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1551	4階 C科・検査室3	第2期
410	ポリグラフ装置1	W530×D200×H390	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1552	4階 C科・作業室	第2期
411	ポリグラフ装置2	W530×D200×H390	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1553	4階 C科・作業室	第2期
412	ポリグラフ装置3	W530×D200×H430	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1554	4階 C科・作業室	第2期
413	ポリグラフ装置4	W530×D200×H430	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1555	4階 C科・作業室	第2期
414	PCデスク	W800×D800×H2000	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1556	4階 C科・作業室	第2期
415	キャビネット(グレー)	W880×D380×H1800	3	4階 ポリグラフ検査室No.1 1557~1559	4階 C科・作業室		第2期
416	キャビネット(腰高)	W880×D380×H880	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1560	4階 C科・作業室	第2期
417	書棚	W1885×D450×H1800	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1561	4階 C科・作業室	第2期
418	扇風機	W1200×D500×H400	1	4階 ポリグラフ検査室No.1	1562	4階 C科・検査室4・5	第2期
419	扇風機	W1200×D500×H400	1	4階 ポリグラフ検査室No.2	1563	4階 C科・検査室4・5	第2期
420	作業ラック	W550×D750×H870	1	4階 暗室	1564	4階 C科・作業室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.22

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
421	電子レンジ	シャープ RE-T1	1	4階 暗室	1565	4階 C科・作業室	第2期
422	冷蔵庫	シャープ SJ-23R-W	1	4階 暗室	1566	4階 C科・作業室	第2期
423	折りたたみ椅子	W450×D50×H930	4	4階 暗室	1567~1570	4階 C科・作業室	第2期
424	脚立	W320×D170×H860	1	4階 暗室	1571	4階 C科・作業室	第2期
425	踏み台	W460×D200×H1035	1	4階 暗室	1572	4階 C科・作業室	第2期
426	キャビネット	W880×D380×H1790	4	4階 文書心理科執務室	1573~1576	4階 C科・作業室	第2期
427	ダンボール	業者準備	100	4階 文書心理科執務室	1577~1676	4階 書庫・執務室	第2期
428	ダンボール	業者準備	80	4階 刑事部倉庫	1677~1756	4階 書庫・執務室	第2期
429	ダンボール	業者準備	100	4階 文書心理科執務室	1757~1856	4階 C科・作業室	第2期
430	ダンボール	業者準備	20	4階 文書心理科執務室	1857~1876	4階 C科・検査室1	第2期
431	デジタルマイクロスコープ	W230×D680×H650	1	4階 文書心理科執務室	1877	4階 C科・作業室	第2期
432	レターケース	W480×D355×H260	1	4階 文書心理科執務室	1878	4階 C科・作業室	第2期
433	実体顕微鏡照明装置セット	ニコン SMZ-10A	1	4階 文書心理科執務室	1879	4階 C科・作業室	第2期
434	実体顕微鏡3	ニコン SMZ-1500	1	4階 文書心理科執務室	1880	4階 C科・作業室	第2期
435	消毒液スタンド	W350×D350×H1070	1	4階 文書心理科執務室	1881	4階 C科・作業室	第2期
436	レターケース	W410×D295×H220	1	4階 文書心理科執務室	1882	4階 書庫・執務室	第2期
437	パーティション	W900×D400×H1565	1	4階 文書心理科執務室	1883	4階 C科・作業室	第2期
438	空気清浄機	ダイキン MCK904ABK	1	地下1階 射場	1884	5階 D科・作業室2	第2期
439	空気清浄機	ダイキン MCK904ABK	1	地下1階 射場	1885	5階 D科・作業室2	第2期
440	ポータブル電源	ビクター BNRF800	1	4階 物理鑑定室	1886	5階 D科・作業室1	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.23

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
441	工具棚（キュービクル）	W120 D70 H190	1	屋上 火災実験室	1887	付属棟 1階 資材観測室	第2期
442	重量棚	W400 D60 H180	1	屋上 火災実験室	1888	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
443	キャビネ(36)	W90 D38 H180	5	4階 機械計測室	1889~1893	5階 D科・作業室1	第2期
444	工具棚	W80 D40 H40	1	4階 光学計測室	1894	5階 D科・作業室1	第2期
445	重量棚	W120 D45 H210 -2,W120 D45 H180 -3, W150 D45 H180 -1	6	地下 1階 射場	1895~1900	5階 D科・作業室2	第2期
446	個人ロッカー	W45 D50 H180	6	4階 光学計測室	1901~1906	5階 D科・実験室	第2期
447	鑑定資料保管棚	W400 D60 H180 -1, W200 D60 H180 -1	2	4階 鑑定物件保管室	1907~1908	5階 D科・倉庫1	第2期
448	キャビネ(36)	W90 D38 H180	3	4階 鑑定物件保管室	1909~1911	5階 D科・倉庫1	第2期
449	キャビネ (36相当)	W90 D38 H180	8	4階 試射弾丸類保管室	1912~1919	5階 D科・倉庫2	第2期
450	キャビネ (33相当)	W90 D38 H90	3	4階 試射弾丸類保管室	1920~1922	5階 D科・倉庫2	第2期
451	キャビネ (ロッカー相当)	W50 D50 H180	3	4階 試射弾丸類保管室	1923~1925	5階 D科・倉庫2	第2期
452	引き違い書庫	W90 D40 H180	1	4階 音声鑑定室	1926	5階 D科・作業室5	第2期
453	ファイリングキャビネ 2段	W40 D62 H70	2	4階 音声鑑定室	1927~1928	5階 D科・作業室5	第2期
454	キャビネ(36)	W90 D38 H180	2	4階 音声鑑定室	1929~1930	5階 D科・作業室1	第2期
455	作業台（箱入り）	W180,W150 (天板、足、下棚3点セット)	2	地下 1階 射場	1931~1932	5階 D科・作業室1	第2期
456	スチールレターケース	W35 D45 H90	1	4階 光学計測室	1933	5階 D科・作業室1	第2期
457	掃除ロッカー	W50 D50 H180	1	4階 機械計測室	1934	5階 D科・入口付近	第2期
458	電子レンジ	パナソニック NE-FL100 W50 D35 H30	1	4階 機械計測室	1935	5階 D科・実験室	第2期
459	トースター	象印 ET-VA22 W40 D30 H25	1	4階 機械計測室	1936	5階 D科・実験室	第2期
460	サイドテーブル	W120 D45 H75	1	4階 機械計測室	1937	5階 D科・実験室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.24

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
461	キャビネ(36)	W90 D38 H180	1	4階物理科執務室	1938	4階 書庫・執務室	第2期
462	ファイリングキャビネ2段	W40 D62 H70	1	4階物理科執務室	1939	4階 書庫・執務室	第2期
463	両袖机(補佐以上)	W140 D70 H70	4	4階物理科執務室	1940~1943	4階 書庫・執務室	第2期
464	両袖机(係長以下)	W120 D70 H70	2	4階物理科執務室	1944~1945	4階 書庫・執務室	第2期
465	ドライボックス	W50 D30 H70	2	4階物理鑑定室	1946~1947	5階 D科・作業室1	第2期
466	工場扇	W50 D50 H110	1	4階音声鑑定室	1948	5階 D科・作業室5	第2期
467	回転椅子(補佐)	W60 D60 H100	4	4階物理科執務室	1949~1952	4階 書庫・執務室	第2期
468	回転椅子(係長)	W60 D50 H80	2	4階物理科執務室	1953~1954	4階 書庫・執務室	第2期
469	作業椅子	W60 D50 H80	6	4階機械計測室	1955~1960	5階 D科・作業室1	第2期
470	作業椅子	W60 D60 H90	3	4階光学計測室	1961~1963	5階 D科・実験室	第2期
471	作業椅子	W50 D50 H80	2	4階音声鑑定室	1964~1965	5階 D科・作業室5	第2期
472	作業椅子	W50 D60 H90	3	4階物理鑑定室	1966~1968	5階 D科・実験室	第2期
473	作業椅子	W60 D50 H100	4	地下1階 射場	1969~1972	5階 D科・作業室2	第2期
474	アンビル	W40 D15 H24, 40kg	1	地下1階 射場	1973	5階 D科・作業室2	第2期
475	キャビネ(36)	W90 D38 H180	1	地下1階 射場	1974	付属棟1階 鑑定検査・観測室	第2期
476	足場台	W60 D20 H140 折りたたみ式	2	地下1階 射場	1975~1976	5階 D科・作業室2	第2期
477	足場台	W60 D20 H120 折りたたみ式	1	4階 A科・倉庫1	1977	5階 D科・倉庫1	第2期
478	はしご	W60 D20 H180 折りたたみ式	3	屋上 火災実験室	1978~1980	付属棟1階 資材観測室	第2期
479	ガスストーブ	W40 D40 H62	1	屋上 火災実験室	1981	付属棟1階 実験室	第2期
480	パソコンラック	W80 D80 H130	1	屋上 火災実験室	1982	付属棟1階 資材観測室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.25

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
481	OAデスク	W80 D80 H70	1	屋上 火災実験室	1983	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
482	作業台車	W70 D45 H85	1	屋上 火災実験室	1984	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
483	コンクリートブロック	W40 D10 H20	30	屋上 火災実験室	1985~2014	付属棟 1階 資材観測室	第2期
484	フラワーサポート	W20 D20 H70	20	屋上 火災実験室	2015~2034	付属棟 1階 資材観測室	第2期
485	引違い書庫（上：ガラス戸、下：スチール戸）	W150 D40 H180	1	4階光学計測室	2035	5階 D科・入口付近	第2期
486	受付台	W110 D50 H120	1	4階物理鑑定室	2036	5階 D科・入口付近	第2期
487	作業台（車輪収納）	W90 D60 H75	1	地下1階 射場	2037	5階 D科・作業室2	第2期
488	引違い書庫（上：ガラス戸、下：書類ケース）	W180 D40 H180	1	4階機械計測室	2038	5階 D科・入口付近	第2期
489	保管棚	トラスコ W120 D50 H210	2	4階機械計測室	2039~2040	5階 D科・実験室	第2期
490	キャビネ(36)	W90 D40 H180	1	4階光学計測室	2041	5階 D科・作業室1	第2期
491	ファイリングキャビネ4段	W40 D60 H135	1	4階光学計測室	2042	5階 D科・作業室1	第2期
492	引違い書庫（上：ガラス戸、下：スチール戸）	W180 D40 H180	1	4階物理科執務室	2043	5階 D科・入口付近	第2期
493	鑑定資料保管棚	W120 D45 D180	2	4階 A科・倉庫1	2044~2045	5階 D科・倉庫1	第2期
494	キャビネ(36)	W90 D38 H180	2	4階物理科執務室	2046~2047	5階 D科・入口付近	第2期
495	ファイリングキャビネ2段	W40 D62 H70	1	4階物理科執務室	2048	5階 D科・作業室1	第2期
496	足場台	W70 D20 H140 折りたたみ式	2	屋上 火災実験室	2049~2050	付属棟 1階 資材観測室	第2期
497	卓上工具棚	W90 D30 H30	1	屋上 火災実験室	2051	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
498	高圧洗浄機	W30 D30 H70	1	屋上 火災実験室	2052	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
499	スポットクーラー	W50 D30 H60	1	4階光学計測室	2053	5階 D科・作業室1	第2期
500	ホース巻き取り機	W40 D40 H40	1	屋上 火災実験室	2054	付属棟 1階 実験室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.26

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
501	スポットクーラー	W50 D30 H60	1	屋上 火災実験室前室	2055	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
502	工場扇	W40 D30 H70	1	屋上 火災実験室前室	2056	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
503	軽中量棚用棚板（箱入り）	ML-54 (W150 D45 H10)	5	屋上 火災実験室前室	2057~2061	5階 D科・入口付近	第2期
504	軽中量棚用ビーム（箱入り）	M1.5-B5 (W150 D10 H5)	2	屋上 火災実験室前室	2062~2063	5階 D科・入口付近	第2期
505	軽中量棚用支柱（箱入り）	M1.5-6H (W180 D10 H5)	4	屋上 火災実験室前室	2064~2067	5階 D科・入口付近	第2期
506	照明スタンド	W50 D30 H150	1	屋上 火災実験室前室	2068	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
507	オフィスチェスト	アイリスオーヤマ HG-151 W50 D45 H55	1	屋上 火災実験室前室	2069	付属棟 1階 鑑定検査・観測室	第2期
508	収納箱（オリーブドラブ）	W40 D60 H35	7	屋上 火災実験室前室	2070~2076	付属棟 1階 資材観測室	第2期
509	柵付き台車	W60 D80 H85, W50 D80 H85	2	地下 1階 射場	2077~2078	付属棟 1階 資材観測室	第2期
510	台車	W60 D90 H90	2	地下 1階 射場（前室）	2079~2080	5階 D科・入口付近	第2期
511	エアコンプレッサー	W60 D30 H60	1	地下 1階 射場	2081	5階 D科・作業室1	第2期
512	掃除機	W40 D40 H50	3	地下 1階 射場	2082~2084	5階 D科・作業室2	第2期
513	照明スタンド		3	地下 1階 射場	2085~2087	5階 D科・作業室1	第2期
514	コンクリートブロック	W40 D10 H20	13	地下 1階 射場	2088~2100	5階 D科・作業室2	第2期
515	万力		1	地下 1階 射場	2101	5階 D科・作業室1	第2期
516	ハイトゲージ		1	地下 1階 射場	2102	5階 D科・作業室1	第2期
517	作業台（車輪収納）	W120 D75 H75	1	地下 1階 射場	2103	5階 D科・実験室	第2期
518	アルミ枠箱（ベニヤ板威力用）	W30 D30 H115	1	地下 1階 射場	2104	5階 D科・作業室2	第2期
519	弾丸回収箱	W40 D40 H90	1	地下 1階 射場	2105	5階 D科・作業室2	第2期
520	警コミパソコン	NEC W40 D30	5	4階物理科執務室	2106~2110	5階 D科・倉庫1	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.27

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
521	パイプジョイントラック	W146 D62 H205	2	4階 音声鑑定室	2111~2112	5階 D科・作業室5	第2期
522	ポッド	象印 CD-WY W20 D30 H30	1	4階 機械計測室	2113	5階 D科・実験室	第2期
523	コーヒーメーカ	ネスカフェ W20 D30 H35	1	4階 機械計測室	2114	5階 D科・実験室	第2期
524	ゴミ箱	W60 D60 H60	12	4階 機械計測室	2115~2126	5階 D科・入口付近	第2期
525	作業台（車輪収納）	W60 D60 H70	1	4階 光学計測室	2127	5階 D科・実験室	第2期
526	PCラック（卓上）	W60 D40 H70	1	4階 物理鑑定室	2128	5階 D科・実験室	第2期
527	サイドテーブル（車輪付き）	W75 D50 H70	1	4階 物理鑑定室	2129	5階 D科・実験室	第2期
528	エアエージングボックス	W30 D40 H55	2	4階 物理鑑定室	2130~2131	5階 D科・作業室1	第2期
529	パネリーナ	W50 D40 H160	1	4階 物理鑑定室	2132	5階 D科・実験室	第2期
530	二槽式洗濯機	W80 D50 H90	1	4階 鑑定物件保管室	2133	5階 D科・作業室1	第2期
531	ダンボール	業者準備	300	4階物理科執務室	2134~2433	4階 書庫・執務室	第2期
532	丸イス（キャスター付き）	D*W*H	13	4階化学実験室（化1）	2434~2446	4階 A科・実験室	第2期
533	丸イス（キャスターなし）	D*W*H	3	4階化学実験室（化1）	2447~2449	4階 A科・実験室	第2期
534	ジャングルラック	D*W*H	1	4階化学実験室（化1）	2450	4階 A科・実験室	第2期
535	試薬棚	D*W*H	4	4階化学実験室（化1）	2451~2454	4階 A科・実験室	第2期
536	作業台（廃液置き場）	D550*W550*H600	1	4階化学実験室（化1）	2455	4階 A科・実験室	第2期
537	36キャビネット	W880*D380*H1790	1	4階化学実験室（化1）	2456	4階 A科・実験室	第2期
538	ワゴン（濃縮装置横）	D1000*W150*H1000	1	4階化学実験室（化1）	2457	4階 A科・実験室	第2期
539	丸イス（スチール）	D900*W200*H1000	10	4階化学実験室（化1）	2458~2467	4階 A科・実験室	第2期
540	作業用ワゴン（実験台横）	D640*W500*H700	1	4階化学実験室（化1）	2468	4階 A科・実験室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.28

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
541	踏み台	D*W*H	1	4階化学実験室(化1)	2469	4階 A科・分析室	第2期
542	資源ごみ用ゴミ箱	D580*W340*H680	1	4階化学実験室(化1)	2470	4階 書庫・執務室	第2期
543	尿撮影用写真台	D430*W430*H500	1	4階化学実験室(化1)	2471	4階 C科・検査室2	第2期
544	実験器具乾燥棚	D700*W400*H700	1	4階化学実験室(化1)	2472	4階 A科・実験室	第2期
545	劇物用薬品棚	D520*W350*H560	1	4階化学実験室(化1)	2473	4階 A科・倉庫3	第2期
546	回転いす(国費)	D500*W380*H650	1	5階GC/MS実験室(化1)	2474	4階 A科・分析室	第2期
547	踏み台	D800*W500*H1250	1	5階GC/MS実験室(化1)	2475	4階 A科・分析室	第2期
548	36キャビネット	D800*W500*H1100	3	5階GC/MS実験室(化1)	2476~2478	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
549	卓上ラック(5F執務机の横)	D700*W700*H800	1	5階GC/MS実験室(化1)	2479	4階 A科・分析室	第2期
550	冷蔵庫(小)	D600*W500*H800	1	5階GC/MS実験室(化1)	2480	4階 A科・実験室	第2期
551	イージーキャビネット	D520*W350*H560	12	2階刑事部倉庫(化1)	2481~2492	4階 書庫・執務室	第2期
552	キャビネット大	D880*W380*H1790	1	5階化学実験室(化1)	2493	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
553	36キャビネット(LTQ手前)	D620*W420*H700	1	5階化学実験室(化1)	2494	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
554	消耗品段ボール(大)	D350*W430*H460	3	4階暗室(化1)	2495~2497	4階 A科・実験室	第2期
555	県コミPCラック(重点LCMS②用)	D370*W600*H288	1	4階暗室(化1)	2498	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
556	県コミPC用プリンタ	D1800*W380*H1790	1	4階暗室(化1)	2499	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
557	キャビネット(ガラス戸)	D880*W380*H1790	1	4階暗室(化1)	2500	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
558	ファイリングキャビネット	D900*W500*H800	1	4階暗室(化1)	2501	4階 書庫・執務室	第2期
559	ロッカー(3連)	D800*W700*H1400	2	4階暗室(化1)	2502~2503	4階男子更衣室	第2期
560	ロッカー(1人用)	D400*W400*H200	1	4階暗室(化1)	2504	4階男子更衣室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.29

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
561	物品保管用キャビネット	D*W*H	1	4階暗室（化1）	2505	4階 A科・実験室	第2期
562	イージーキャビネット	D*W*H	84	屋上（化1）	2506~2589	4階 書庫・執務室	第2期
563	折り畳みコンテナ(文書)	W530*D370*H320	11	屋上（化1）	2590~2600	4階 書庫・執務室	第2期
564	イージーキャビネット	W370*D600*H288	39	屋上（化1）	2601~2639	4階 A科・倉庫1	第2期
565	ナインBOX	W340*D350*H160	22	4階 A科・倉庫1（化1）	2640~2661	4階 A科・倉庫1	第2期
566	消耗品等段ボール（大）	W600*D500*H300	20	4階 A科・倉庫1（化1）	2662~2681	4階 A科・倉庫1	第2期
567	作業台(ワゴン)	D370*W600*H288	1	4階鑑定物件保管室（化1）	2682	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
568	折り畳みコンテナ(消耗品等)	D530*W370*H320	20	4階鑑定物件保管室（化1）	2683~2702	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
569	鑑定物件保管キャビネット	D600*W500*H300	1	4階鑑定物件保管室（化1）	2703	4階 A科・倉庫1	第2期
570	ワゴン(正方形)	D340*W350*H160	1	4階鑑定物件保管室（化1）	2704	4階 A科・倉庫1	第2期
571	電子天秤	D350*W450*H200	1	4階光学機器分析室（化1）	2705	4階 A科・実験室	第2期
572	物品保管用キャビネット	D900*W450*H730	1	4階光学機器分析室（化1）	2706	4階 A科・実験室	第2期
573	ジャングルラック	D530*W370*H320	1	4階光学機器分析室（化1）	2707	4階 A科・実験室	第2期
574	スチールラック	D900*W400*H1800	2	4階光学機器分析室（化1）	2708~2709	4階 A科・実験室	第2期
575	36キャビネット	D500*W500*H800	2	4階光学機器分析室（化1）	2710~2711	4階 A科・実験室	第2期
576	インキュベーター	D450*W400*H200	1	4階光学機器分析室（化1）	2712	4階 A科・実験室	第2期
577	空気清浄機	D900*W400*H1800	1	4階光学機器分析室（化1）	2713	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
578	モニター（消耗品）	D900*W150*H900	2	4階光学機器分析室（化1）	2714~2715	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
579	オイルヒーター	D900*W350*H900	1	4階光学機器分析室（化1）	2716	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
580	除湿器	D880*W380*H1790	1	4階光学機器分析室（化1）	2717	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.30

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
581	耐薬マット	D*W*H	1	4階光学機器分析室(化1)	2718	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
582	クリーンマット	D*W*H	1	4階光学機器分析室(化1)	2719	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
583	不織布シート	D520*W200*H400	1	4階光学機器分析室(化1)	2720	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
584	シュレッダー	D420*W2200*H460	1	4階光学機器分析室(化1)	2721	4階 書庫・執務室	第2期
585	シュレッダー(新)	W350*D260*H550	1	4階光学機器分析室(化1)	2722	4階 A科・実験室	第2期
586	写真台	D900*W200*H	1	4階天秤室(化1)	2723	4階 A科・実験室	第2期
587	スチールラック	D1100*W500*H30	1	4階天秤室(化1)	2724	4階 A科・実験室	第2期
588	簡易耐火金庫	D900*W150*H	1	4階薬品庫(化1)	2725	4階 A科・倉庫3	第2期
589	電子金庫	D350*W250*H550	1	4階薬品庫(化1)	2726	4階 A科・倉庫3	第2期
590	丸イス(木製)	D800*W800*H750	1	4階薬品庫(化1)	2727	4階 A科・倉庫3	第2期
591	受付台	D900*W350*H900	1	4階化学第一科執務室	2728	4階 A科・実験室	第2期
592	スチールラック	D685*W665*H1575	1	4階化学第一科執務室	2729	4階 A科・実験室	第2期
593	作業台(受付用)	D800*W700*H1330	1	4階化学第一科執務室	2730	4階 A科・実験室	第2期
594	ワゴン(受付用)	D410*W400*H360	1	4階化学第一科執務室	2731	4階 A科・実験室	第2期
595	執務室キャビ(受付横)	D300*W300*H460	1	4階化学第一科執務室	2732	4階 A科・実験室	第2期
596	執務室キャビ(ガラス戸)	D900*W450*H1005	1	4階化学第一科執務室	2733	4階 A科・実験室	第2期
597	執務室キャビ(大)	D900*W350*H900	1	4階化学第一科執務室	2734	4階 A科・実験室	第2期
598	段ボール(引っ越し業者提供分)	D650*W450*H700	300	4階化学第一科執務室 2735~3034	4階 A科・実験室	第2期	
599	冷蔵庫	D700*W450*H900	1	4階化学第一科執務室	3035	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
600	電子レンジ	D880*W380*H1790	1	4階化学第一科執務室	3036	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.31

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
601	コーヒーメーカー	D*W*H	1	4階化学第一科執務室	3037	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
602	ケトル	D*W*H	1	4階化学第一科執務室	3038	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
603	電気ポット	D*W*H	1	4階化学第一科執務室	3039	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
604	卓上PCラック（一般家電用）	D*W*H	1	4階化学第一科執務室	3040	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
605	作業台（プリンタ横）	D500*W500*H1150	1	4階化学第一科執務室	3041	4階 書庫・執務室	第2期
606	作業台（プリンタ置き）	D450*W350*H300	1	4階化学第一科執務室	3042	4階 書庫・執務室	第2期
607	掃除道具入れ	D*W*H	1	4階化学第一科執務室	3043	4階 書庫・執務室	第2期
608	ファイリングキャビネット	D*W*H	2	4階化学第一科執務室	3044~3045	4階 書庫・執務室	第2期
609	NAS（ケース入り）	D*W*H	1	4階化学第一科執務室	3046	4階 書庫・執務室	第2期
610	両袖机	D450*W450*H430	2	4階化学第一科執務室	3047~3048	4階 書庫・執務室	第2期
611	片袖机（係長）	D600*W450*H700	4	4階化学第一科執務室	3049~3052	4階 書庫・執務室	第2期
612	片袖机（係員）	D650*W450*H600	7	4階化学第一科執務室	3053~3059	4階 書庫・執務室	第2期
613	回転椅子（補佐）	D455*W515*H1790	2	4階化学第一科執務室	3060~3061	4階 書庫・執務室	第2期
614	回転椅子（係長）	D388*W640*H740	4	4階化学第一科執務室	3062~3065	4階 書庫・執務室	第2期
615	回転椅子（係員）	D300*W420*H450	7	4階化学第一科執務室	3066~3072	4階 書庫・執務室	第2期
616	レタークース	D1400*W700*H700	10	4階化学第一科執務室	3073~3082	4階 書庫・執務室	第2期
617	ロッカー（3連）	D1200*W700*H700	2	4階化学第一科執務室	3083~3084	4階 男子更衣室	第2期
618	ロッカー（1人用）	D1000*W700*H700	1	4階化学第一科執務室	3085	4階 男子更衣室	第2期
619	警コミPC	D640*W300*H620	13	4階化学第一科執務室	3086~3098	4階 書庫・執務室	第2期
620	警コミ用プリンタ	D600*W530*H620	1	4階化学第一科執務室	3099	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.32

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
621	扇風機	D*W*H	3	4階化学第一科執務室	3100~3102	4階 書庫・執務室	第2期
622	サーキュレーター	D*W*H	2	4階化学第一科執務室	3103~3104	4階 書庫・執務室	第2期
623	掃除機	D*W*H	2	4階化学第一科執務室	3105~3106	4階 書庫・執務室	第2期
624	傘立て	D455*W515*H1790	1	4階化学第一科執務室	3107	4階 書庫・執務室	第2期
625	ポンベ立て	D*W*H	1	4階化学第一科執務室	3108	4階 書庫・執務室	第2期
626	台車(大)	D*W*H	3	4階化学第一科執務室	3109~3111	4階 書庫・執務室	第2期
627	台車(小)	D*W*H	2	4階化学第一科執務室	3112~3113	4階 書庫・執務室	第2期
628	消耗品等段ボール(中)	D*W*H	30	4階化学第一科執務室	3114~3143	4階 書庫・執務室	第2期
629	プリンタ(Canon・新)	D420*W420*H620	1	4階暗室(化1)	3144	4階 書庫・執務室	第2期
630	掃除機(Panasonic)	D250*W250*H950	1	4階暗室(化1)	3145	4階 書庫・執務室	第2期
631	脚立	D320*W150*H1250	1	4階暗室(化1)	3146	4階 A科・分析室	第2期
632	ごみ箱(大)	外径520、H530	1	4階化学実験室(化1)	3147	4階 A科・倉庫2と倉庫3の間	第2期
633	ガスポンベ立て	D450*W450*H1500	3	4階機器分析室(化1)	3148~3150	4階 A科・分析室	第2期
634	作業台(CE前、キャスター付き)	D1200*W750*H810	1	5階GC/MS実験室(化1)	3151	4階 A科・分析室	第2期
635	片袖机	D1000*W700*H700	1	5階GC/MS実験室(化1)	3152	4階 A科・分析室	第2期
636	作業台(元5F_IRの台)	D1800*W800*H700	1	5階化学実験室(化1)	3153	4階 A科・実験室	第2期
637	両袖机	W1400×D700×H700	1	4階化学第二科執務室	3154	4階 書庫・執務室	第2期
638	片袖机	W1200×D700×H700	2	4階化学第二科執務室	3155~3156	4階 書庫・執務室	第2期
639	片袖机	W1000×D700×H700	2	4階化学第二科執務室	3157~3158	4階 書庫・執務室	第2期
640	肘付回転椅子	W600×D600×H900	1	4階化学第二科執務室	3159	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.33

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
641	肘付回転椅子	W550×D550×H745	2	4階化学第二科執務室	3160~3161	4階 書庫・執務室	第2期
642	回転椅子	W550×D550×H780	2	4階化学第二科執務室	3162~3163	4階 書庫・執務室	第2期
643	作業台	サカエ、W1200×D750×H730	1	4階化学第二科執務室	3164	4階 B科・倉庫1・倉庫2	第2期
644	回転丸椅子	W590×D590×H540	1	4階化学第二科執務室	3165	4階 B科・解析室	第2期
645	キャビネット(3×6)	NAIKI、W880×D380×H1790	1	4階化学第二科執務室	3166	4階 B科・解析室	第2期
646	キャビネット(3×3)台車付き	コクヨ、W910×D400×H1050	1	4階化学第二科執務室	3167	4階 B科・検査室(B科)	第2期
647	キャビネット(天井までの)	コクヨ、W400×D455×H2600	1	4階化学第二科執務室	3168	4階 B科・解析室	第2期
648	キャビネット(天井までの)	TOYOSTEEL、W900×D455×H2600	1	4階化学第二科執務室	3169	4階 B科・解析室	第2期
649	キャビネット(天井までの)	コクヨ、W900×D450×H2600	2	4階化学第二科執務室	3170~3171	4階 B科・解析室	第2期
650	冷蔵庫	シャープ、W480×D590×H1125	1	4階化学第二科執務室	3172	4階 B科・解析室	第2期
651	電子レンジ	日立、W486×D370×H296	1	4階化学第二科執務室	3173	4階 B科・解析室	第2期
652	電気ポット	タイガー、W230×D170×H230	1	4階化学第二科執務室	3174	4階 B科・解析室	第2期
653	ロッカー(1人用)	W455×D515×H1790	1	4階化学第二科執務室	3175	4階男子更衣室	第2期
654	ファイリングキャビネット(二段)	NAIKI、W390×D700×H700	1	4階化学第二科執務室	3176	4階 B科・解析室	第2期
655	サイドテーブル	W600×D400×H900	1	4階化学第二科執務室	3177	4階 B科・解析室	第2期
656	台車(黒色)	トラスコ、W480×D780×H260	1	4階化学第二科執務室	3178	4階 B科・解析室	第2期
657	台車(青色)	アイケー、W480×D780×H200	1	4階化学第二科執務室	3179	4階 B科・解析室	第2期
658	ペダル式ゴミ箱	W265×D460×H560	1	4階化学第二科執務室	3180	4階 B科・解析室	第2期
659	傘立て	W250×D125×H425	1	4階化学第二科執務室	3181	4階 B科・解析室	第2期
660	ホワイトボード	W605×D455×H60	1	4階化学第二科執務室	3182	4階 B科・解析室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.34

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
661	キャビネット(3×6)	NAIKI、W880×D380×H1790	1	4階化学第二科実験室	3183	4階 B科・解析室	第2期
662	キャビネット(3×6)	コクヨ、W880×D380×H1790	2	4階化学第二科実験室	3184~3185	4階 B科・倉庫1・倉庫2	第2期
663	キャビネット深型	コクヨ、W880×D600×H1790	2	4階化学第二科実験室	3186~3187	4階 B科・倉庫1・倉庫2	第2期
664	キャビネット深型	コクヨ、W880×D600×H1790	1	4階化学第二科実験室	3188	4階 A科・分析室	第2期
665	3連ロッカー	W900×D515×H1790	1	4階化学第二科実験室	3189	4階男子更衣室	第2期
666	プリンター(NEC, 情管)	MultiWriter8700、W500×D460×H360	1	4階化学第二科実験室	3190	4階 書庫・執務室	第2期
667	ロッカー(用具入れ)	UCHIDA、W455×D515×H1790	1	4階化学第二科実験室	3191	4階 B科・前処理室	第2期
668	ロッカー(用具入れ)	ZIPPER、W455×D515×H1790	1	4階化学第二科実験室	3192	4階 A科・分析室	第2期
669	ロッカー(用具入れ)	ZIPPER、W455×D515×H1790	1	4階化学第二科実験室	3193	4階 B科・検査室(B科)	第2期
670	ファイリングキャビネット(二段)	DSK、W390×D620×H740	1	4階化学第二科実験室	3194	4階 B科・解析室	第2期
671	ファイリングキャビネット(二段)	DSK、W390×D700×H700	1	4階化学第二科実験室	3195	4階 B科・解析室	第2期
672	写真撮影用照明台	king、W460×D360×H590	1	4階化学第二科実験室	3196	4階 B科・解析室	第2期
673	アルミ踏み台	W370×D280×H290	1	4階化学第二科実験室	3197	4階 B科・前処理室	第2期
674	コンテナ(部品入れ)	W340×D240×H155	3	4階化学第二科実験室	3198~3200	4階 B科・前処理室	第2期
675	レターケース	トラスコ、W280×D350×H240	1	4階化学第二科実験室	3201	4階 B科・解析室	第2期
676	シーラー	songshan、W75×D530×H180	1	4階化学第二科実験室	3202	4階 B科・前処理室	第2期
677	脚立	W500×D110×H1280	1	4階化学第二科実験室	3203	4階 A科・分析室	第2期
678	台車(青色)	TRUSCO、W390×D785×H125	1	4階化学第二科実験室	3204	4階 B科・解析室	第2期
679	デュワー瓶(10L)	W330×D330×H580	2	4階化学第二科実験室	3205~3206	4階 B科・解析室	第2期
680	水浴	SANSYO、W300×D340×H210	1	4階化学第二科実験室	3207	4階 B科・前処理室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.35

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
681	台	白色、W590×D250×H80	2	4階化学第二科実験室	3208~3209	4階 B科・前処理室	第2期
682	台	W700×D210×H340	2	4階化学第二科実験室	3210~3211	4階 B科・前処理室	第2期
683	コンテナ(器具入れ)	W395×D540×H190	1	4階化学第二科実験室	3212	4階 B科・前処理室	第2期
684	踏み台	W405×D305×H230	1	4階化学第二科実験室	3213	4階 B科・前処理室	第2期
685	卓上ラック(灰色)	SANWASUPPLY、W640×D450×H690	1	4階化学第二科実験室	3214	4階 B科・解析室	第2期
686	掛け時計	RHYTHM、W350×D350×H50	1	4階化学第二科実験室	3215	4階 B科・前処理室	第2期
687	卓上ラック(黒色)	W760×D620×H730	1	4階化学第二科実験室	3216	4階 B科・前処理室	第2期
688	コンテナ	淡黄色、W420×D290×H250	1	4階化学第二科実験室	3217	4階 B科・前処理室	第2期
689	ペダル式ゴミ箱	W280×D445×H580	1	4階化学第二科実験室	3218	4階 B科・解析室	第2期
690	ゴミ箱(灰色)	W520×D350×H660	1	4階化学第二科実験室	3219	4階 B科・解析室	第2期
691	掃除機	アイリス、W210×D330×H970	1	4階化学第二科機器分析室	3220	4階 B科・解析室	第2期
692	コンテナ(部品入れ)	W340×D240×H155	2	4階化学第二科機器分析室	3221~3222	4階 B科・前処理室	第2期
693	レターケース(部品入れ)	W260×D330×H400	6	4階化学第二科機器分析室	3223~3228	4階 B科・前処理室	第2期
694	レターケース(部品入れ)	W260×D330×H265	1	4階化学第二科機器分析室	3229	4階 B科・前処理室	第2期
695	シュレッダー	コクヨ、W350×D285×H590	1	4階化学第二科機器分析室	3230	4階 B科・解析室	第2期
696	工具入れ(HOZAN)	W380×D200×H165	1	4階化学第二科機器分析室	3231	4階 B科・解析室	第2期
697	工具入れ	W310×D140×H115	1	4階化学第二科機器分析室	3232	4階 B科・解析室	第2期
698	ヒーター	東芝、W360×D330×H90	1	4階化学第二科機器分析室	3233	4階 B科・前処理室	第2期
699	掛け時計	DAILY、W325×D325×H40	1	4階化学第二科機器分析室	3234	4階 A科・分析室	第2期
700	ポンベ立て	乳白色、W450×D450×H1030	1	4階化学第二科機器分析室	3235	4階 B科・検査室(B科)	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.36

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
701	ドライボックス	アズワン、W400×D350×H455	1	4階光学機器分析室（化一）	3236	4階 B科・検査室（B科）	第2期
702	シェルフ	W610×D410×H1480	1	4階光学機器分析室（化一）	3237	4階 A科・分析室	第2期
703	ドライボックス	W400×D350×H440	1	4階光学機器分析室（化一）	3238	4階 A科・分析室	第2期
703	回転イス	W540×D540×H500	1	4階光学機器分析室（化一）	3239	4階 B科・検査室（B科）	第2期
704	コンテナ	灰色、W255×D360×H140	16	4階光学機器分析室（化一）	3240~3255	4階 B科・検査室（B科）	第2期
705	コンテナー式（三段）	青色、W250×D340×H360	1	4階光学機器分析室（化一）	3256	4階 B科・検査室（B科）	第2期
705	コンテナ	青色、W220×D300×H110	1	4階光学機器分析室（化一）	3257	4階 B科・検査室（B科）	第2期
706	ファイリングキャビネット（三段）	グレー色、W400×D700×H700	1	5階微物検査室	3258	4階 A科・分析室	第2期
707	ファイリングキャビネット（三段）	クリム色、W390×D600×H610	1	5階微物検査室	3259	4階 B科・検査室（B科）	第2期
707	コンテナ（部品入れ）	W340×D240×H155	2	5階微物検査室	3260~3261	4階 A科・分析室	第2期
708	ペダル式ゴミ箱	W270×D300×H440	2	5階微物検査室	3262~3263	4階 A科・分析室	第2期
709	ボンベ立て	黒色、W540×D450×H1000	1	5階微物検査室	3264	4階 B科・検査室（B科）	第2期
709	サイドテーブル	W600×D400×H800	1	5階微物検査室	3265	4階 A科・分析室	第2期
710	工具入れ(HOZAN)	W380×D200×H165	1	5階微物検査室	3266	4階 A科・分析室	第2期
711	コンテナ	クリム色、W420×D290×H250	2	5階微物検査室	3267~3268	4階 A科・分析室	第2期
711	コンテナ	クリム色、W420×D290×H170	2	5階微物検査室	3269~3270	4階 A科・分析室	第2期
712	扇風機	W350×D350×H850	1	5階微物検査室	3271	4階 B科・解析室	第2期
713	レターケース	W260×D335×H255	1	5階化学実験室	3272	4階 B科・検査室（B科）	第2期
713	ドライボックス	W400×D350×H455	1	5階化学実験室	3273	4階 A科・分析室	第2期
714	パーテーション	W1210×D500×H1570	2	5階化学実験室	3274~3275	4階 B科・解析室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.37

	品名	規格	現有数	現庁舎保管場所	通番号	新庁舎設置場所	移転時期
721	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	4	5階化学実験室	3276~3279	4階 A科・分析室	第2期
722	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	5階化学実験室	3280	4階 B科・解析室	第2期
723	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	5階化学実験室	3281	4階 B科・解析室	第2期
724	ボンベ立て	緑色、W490×D350×H1060	1	5階化学実験室	3282	4階 B科・検査室（B科）	第2期
725	掃除機	アイリス、W210×D440×H970	1	5階化学実験室	3283	4階 A科・分析室	第2期
726	脚立	W460×D170×H860	1	5階化学実験室	3284	4階 A科・分析室	第2期
727	回転椅子	W440×D500×H780	1	5階化学実験室	3285	4階 A科・分析室	第2期
728	丸イス	W450×D450×H350	1	5階化学実験室	3286	4階 B科・前処理室	第2期
729	キャビネット(3×3)	W880×D380×H880	1	5階X線回折室	3287	4階 B科・検査室（B科）	第2期
730	ボンベ立て	緑色、W490×D350×H1060	1	5階X線回折室	3288	4階 B科・検査室（B科）	第2期
731	作業台	W600×D700×H660	1	5階X線回折室	3289	4階 B科・検査室（B科）	第2期
732	コンテナ（部品入れ）	W340×D240×H155	1	5階X線回折室	3290	4階 B科・検査室（B科）	第2期
733	丸イス	W490×D490×H460	1	5階X線回折室	3291	4階 A科・分析室	第2期
734	段ボールキャビネット	W380×D610×H290	4	5階X線回折室	3292~3295	4階 B科・検査室（B科）	第2期
735	作業台組み立て部品セット	W750×D900×H200	1	5階X線回折室	3296	4階 B科・検査室（B科）	第2期
736	キャビネット(3×6)	W880×D380×H1790	1	5階GC/MS実験室	3297	4階 A科・分析室	第2期
737	ダンボール	業者準備	300	5階化学実験室	3298~3597	4階 B科・前処理室	第2期
738	警コミパソコン	W380×D250×H30	5	4階化学第二科執務室	3598~3602	4階 書庫・執務室	第2期
739	空気清浄機	パナソニック、W398×D287×H640	1	4階化学第二科執務室	3603	4階 B科・解析室	第2期
740	電話機		2	4階化学第二科執務室	3604~3605	4階 書庫・執務室	第2期

## 福岡県警察部刑事部科学捜査研究所移転物件一覧表

○ No.38

現地確認要領

建築現場では、しゅん工前ため土足禁止エリアでのスリッパ履きが義務付けられています。スリッパについては出来る限り業者での準備をお願いします。確認を希望される業者は、1月28日（水曜日）午後5時までに必ず以下の連絡先まで連絡をお願いします。

連絡先 福岡県警察本部総務部施設課庶務・企画係 担当 富永  
092-641-4141（内線 2265）

1 移設元の下見

(1) 集合日時 令和8年1月29日（木曜日） 午前10時00分

(2) 集合場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部3階施設課

(3) 注意事項

- ・確認者は1業者2名までとします。
- ・業務の都合により移転業務に関わる場所すべてを確認できない場合もあります。

2 移設先の下見

(1) 集合日時 令和8年1月29日（木曜日） 午後2時00分

(2) 集合場所

糟屋郡篠栗町田中3丁目4番1号 篠栗合同庁舎建築現場

(3) 注意事項

- ・確認者は1業者2名までとします。
- ・篠栗合同庁舎敷地内については駐車できるスペースがありませんので、お手数ですが付近の有料駐車場をご利用ください。
- ・現場は現在も建築中であり、移転業務に関わる場所すべてを確認できない場合もあります。

## 質問受付実施要領

### 1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

#### (1) 受付期間及び提出先

令和8年1月21日（水曜日）から令和8年1月30日（金曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 FAX 092-622-6205

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

#### (2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、FAX又はメールで提出すること。

提出する際は、上記1(1)の期間内の平日の午前9時00分から午後5時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：092-641-4141（内線：2243）

担当：高野

### 2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和8年2月6日（金曜日）までに県警ホームページに掲載する。

### 3 留意事項

1に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事殿

(警察本部会計課出納係)

住 所

法 人 名

代表者氏名

# 質問書

(福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託)

番号	質問事項

担当者 担当部署

担当者名

連絡先 電話 : ( ) -

FAX : ( ) -

- ※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205  
 　メールアドレス kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp
- 2 事前に出納係(高野)092-641-4141(内線2243)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
- 3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

## 入札書（見積書）（請書）

¥

履行期限	令和8年12月25日		履行場所	指定場所	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託	仕様書のとおり	一式			
合計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。

なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかつたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があつたとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があつたときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

収 入   割印 紙	年      月      日
契約者住所	
氏      名	
印	

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
  - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
  - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
  - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
  - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

## 入札書(見積書)(請書)

¥ ○○○○○

履行期限	令和8年12月25日		履行場所	指定場所	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託	仕様書のとおり	一式		一式の委託料 (税抜金額)	
合計		3カ所同じ金額		○○○○○	

上記のとおり入札(見積)いたします。

実際に入札書を提出する日を記載してください。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

住所 福岡市博多区○○○丁目○一〇  
株式会社○○○○○

氏名 ○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税)

3 私の責任において契約を解除された。

10の金額を納入します。

なお、この場合、別途損害賠償の請求権が発生する。

4 私の責任において履行期限までに履行されず、又は遅延日数に応じ1年につき、未納部

す。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

代表取締役 ○○ ○○

又は

代表取締役 ○○ ○○

代理人 ○○ ○○(※委任状が必要)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

備考	1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。
----	--

## 委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（様式例）

委 任 状

提出日を記載

令和▲▲年▲▲月▲▲日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所 福岡市博多区〇〇一丁目一-1  
会社名 株式会社□□□□  
氏 名 代表取締役 △△ △△

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

● ● ● ●

(委任事項)

福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

入札書提出日～開札日を記載

- 1 資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

# 福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託契約書（案）

福岡県（以下「委託者」という。）と  
（以下「受託者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

## （目的）

第1条 委託者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受けた。

- ・ 福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務

## （委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から令和8年12月25日までとする。

## （委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額

円）とする。

## （契約保証金）

第4条 この契約に伴う受託者の契約保証金は、福岡県財務規則第170条により減免できるほかこれを徴する。

## （業務の処理方法）

第5条 受託者は、業務を委託者が別に定める仕様書（別添）及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

## （再委託の禁止）

第6条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

## （権利義務の譲渡等）

第7条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、中小企業等が債権のうち売掛債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関及び信用保証協会に対し譲渡する等特段の理由がある場合について書面による委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

## （実地調査等）

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、その他必要な事項について報

告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 受託者は、業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、報告書を受理したときは、定められた期日までに当該業務の成果について検査を行う。
- 3 受託者は、業務の成果が検査に合格しなかったときは、委託者の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 受託者は、委託者から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、適法な請求書により委託料の支払を委託者に請求する。

- 2 委託者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならぬ。

(契約不適合責任)

第11条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 5 委託者は、履行完了時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。  
(仕様変更)

第12条 委託者は、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者と協議の上、仕様書を変更することができる。

- 2 前項の場合において、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。  
(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
  - (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
  - (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
  - (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
  - (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。
  - (2) 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
  - (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 19 条又は第 20 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第 7 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第 7 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (10) 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反する行為(受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたものとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があつたとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

#### (違約金)

第15条 前二条の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託料の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

- 2 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第 1 項に該当する場合とみなす。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等  
(損害賠償)

第16条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

3 第1項の場合において、受託者は、第14条第3項の規定により委託者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、委託料の100分の20に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、委託者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(暴力団排除)

第17条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相

当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第13条、第14条及び前条の各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第13条、第14条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の催告によらない解除権)

第20条 受託者は、第12条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(秘密の保持)

第22条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第23条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(遅滞損害金)

第24条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受託者は遅延日数に応じ、委託料に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第25条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(補則)

第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者　福岡県

代表者　　福岡県知事　　服部　誠太郎

受託者

# 誓 約 書 (案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入れ、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託契約書第17条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。

2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

## 暴力団排除条項第1項各号の解釈について

### (1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

### (2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所移転業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第17条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となつているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
  - 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

## 【入札書作成時の注意事項】

### 1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

**開札日を記載された場合、無効**となりますのでご注意ください。

### 2 入札金額と契約金額

#### ○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜きの金額**です。

※ 契約金額は、消費税込みの金額となります。

## 入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
- 4 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、金額はアラビア数字にて記載すること。

- 5 入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- 6 提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
- 7 入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
- 8 開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、5の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
- 9 開札中は、静肅に立ち会うこと。
- 10 入札は、第1回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。

このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。

- 11 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 16 その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての  
お願い

○ 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、

- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
- 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
- 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。  
(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)  
以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか  
事前に確認をさせていただきたいと思いますので、入札書提出の前日までに、  
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあっては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先 福岡県警察本部会計課

出納係 高野

TEL 092-641-4141(内線 2243)

# 入札保証金及び契約保証金について

## 1 **入札保証金**

見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

### (1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「入札保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となつた場合、公示期間の関係から取引店（福岡銀行県内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合は、現金化に手数料を要することがある。この場合の手数料は、納付業者の負担となる。

### (2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。  
※

(例) 入札金額が、12,345円（税抜き）の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、679円以上の額となる。  
※

○計算式

$$\begin{array}{rcl} 12,345 \text{円} \text{ (入札金額)} & \times & 1.1 \\ & = & 13,579 \text{円} \text{ (見積金額)} \\ \\ 13,579 \text{円} \text{ (見積金額)} & \times 5 / 100 = & \underline{\underline{678.95 \text{円}}} \end{array}$$

### (3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあっては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

### (4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

ア 落札業者にあっては、契約締結後の返還になります。

ただし、落札業者にあっては、契約保証金に充当することができます。

イ 落札業者以外の業者にあっては、開札日以降の返還になります。

ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。

なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び  
収入印紙（200円）が必要となります。

落札業者以外の業者にあっては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

## 2 入札保証金の納付が免除される場合

### (1) **入札保証保険契約**

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込みの金額）の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。  
※

#### ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。

（例）入札金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、679円以上の額となる。  
※

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (見積金額)} \times 5 / 100 = \underline{\underline{678.95}} \text{ 円}$$

#### イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から  
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○業務委託

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

#### エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあっては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

## (2) **履行証明書**

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

### ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、原則、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。  
同種かどうかについては、契約担当者に確認してください。

### イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記2(2)アで示す契約の契約金額が見積金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。

※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、10,000円の場合、見積金額は、11,000円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,200円より高い額となる。

※

○計算式

$$\begin{array}{rcl} 10,000 \text{円 (入札金額)} & \times & 1.1 = 11,000 \text{円 (見積金額)} \\ \\ 11,000 \text{円 (見積金額)} & \times 20 / 100 = & \underline{\underline{2,200 \text{円}}} \end{array}$$

### ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

### エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

### オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあっては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

### カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一でなければなりません。例えば、入札者が○○株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

## 落札業者について

### 3 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

#### (1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「契約保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

#### (2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (契約金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{ 円}}}$$

#### (3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

## 4 契約保証金の納付が免除される場合

### (1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保証金額とするもの）  
を締結し、その証書を提出する場合。※

#### ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、1,358円以上の額となる。  
※

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (契約金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{ 円}}}$$

### (2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と  
の同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

#### ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可  
(都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可)
- ・民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、原則、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。  
同種かどうかについては、契約担当者に確認してください。

#### イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記2(2)アで示す契約の契約金額が見積金額（税込みの金額）の  
100分の20より高い金額であるもの。  
※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当  
該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、10,000円の場合、契約金額は、11,000円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,200円より高い額となる。  
※

○計算式

$$10,000 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 11,000 \text{ 円 (契約金額)}$$

$$11,000 \text{ 円 (契約金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,200 \text{ 円}}}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一で  
なければなりません。例えば、入札者が○○株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認めら

れません。

様式 1

保証金等納付書

No.

福岡県知事（財務担当所長）殿

金額 (額面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、

上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり）

年 月 日

住所

氏名

(記名押印又は署名) 記

証券の銘柄	記号番号	額面	枚数	附属利札

入札保証金	保管されたい			年 月 日			保管してよい			年 月 日		
	係員						課財務担当所長	係員				出納員
入札保証金を 保管した				年 月 日			出納員	入札保証金を 払戻されたい			年 月 日	課財務担当所長

摘要

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

様式 2

(表)

												No.
保 管 証 書												
金額 (額面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし.....												
(有価証券は下記内訳のとおり)												
住所.....												
氏名..... 殿.....												
記												
証券の銘柄	記号番号	額面			枚数			附属利札				
上記のとおり保管しました。												
年 月 日												
福岡県												
出納員 _____												
職印 _____												

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式4

(裏)

收 印 入 紙	領 取 書
保証金(担保金)として納付した表面保管証書の 金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。	
年      月      日	
住所_____	
氏名 _____ (記名押印又は署名)	

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		

様式3

保証金等払い戻請求書												保管証書 No.
福岡県知事（財務担当所長）殿 課（財務担当所）名（ ）												
金額 (額面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし、 -----												
上記のとおり払い戻してください。（有価証券は下記内訳のとおり）												
年　　月　　日												
住所 -----												
氏名 -----												
(記名押印又は署名) 記												
証券の銘柄	記号番号	額面			枚数		附属利札					
摘要												
-----												
-----												
-----												
-----												
-----												

## 契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
			~		
			~		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所

商号及び営業所

代 表 者 名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 名

印

## 記載例

別紙2

※契約金額(見積金額×110/100)  
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

### 契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
R6.4.1	1,234,567	○○○委託	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 ○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号

商号及び営業所 ○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

○○県○○市○○区○○ △丁目△番△号  
証 明 者 名 AA市長 ○○ ○○

印

委託者又は委託者から証明の権限を  
委任された者の氏名及び押印

## 記載例

別紙2-2

※契約金額(見積金額×110/100)  
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

### 契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
R6.4.1	1,234,567	○○○委託	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.3.31	
R7.4.1	2,345,678	○○○委託	R7.4.1 ～ R7.8.31	R7.8.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 ○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号

商号及び営業所 ○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

○○県○○市○○区○○ △丁目△番△号  
証 明 者 名 BB市長 ○○ ○○

印

委託者又は委託者から証明の権限を  
委任された者の氏名及び押印